

令和6年定例会環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- (1) 議案第151号 「損害賠償の額の決定及び和解について」 1
- (2) 議案第152号 「損害賠償の額の決定及び和解について」 2

(所管事項説明)

- (1) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正
(最終案)について 3 別添1
- (2) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(最終案)
について 11 別添2
別冊1
- (3) 「三重の農福連携等推進ビジョン」の見直しについて 19 別添3
- (4) 「三重県農業農村整備計画」(最終案)について 21 別添4
別冊2

- (5) 令和5年度における森林環境譲与税の活用状況について 23
- (6) 「三重の森林づくり基本計画」(最終案)について 25 別添5
別冊3
- (7) 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(最終案)
について 31 別添6
別冊4
- (8) 各種審議会等の審議状況の報告について 37

- 【別冊1】 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(最終案)
- 【別冊2】 「三重県農業農村整備計画」(最終案)
- 【別冊3】 「三重の森林づくり基本計画」(最終案)
- 【別冊4】 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(最終案)

令和6年12月
農林水産部

(議案補充説明)

(1) 議案第151号「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

令和6年7月4日、水産研究所敷地内において、水産研究所職員が荷物の積み降ろし作業を行っていた際に、付近に駐車していた車両に台車が衝突し、右側面を損傷したものです。

この事故について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に係る議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

住 所	志摩市
氏 名	個人
損害賠償額	211,260円

3 過失割合

10 (県) : 0 (相手方)

(議案補充説明)

(2) 議案第152号「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

令和6年8月9日、畜産研究所敷地内において、畜産研究所職員が乗用草刈り機にて除草作業中に小石が飛散し、敷地内の道路を通りがかった車両の左サイドミラーを損傷したものです。

この事故について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に係る議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

住 所	松阪市
氏 名	個人
損害賠償額	50,600円

3 過失割合

10 (県) : 0 (相手方)

(1) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正（最終案）について

1 概要

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下、「条例」という。）の改正に向けて、前回の常任委員会でお示しした改正案に対するパブリックコメントを実施するとともに、基本計画懇話会においていただいたご意見をふまえ、最終案をとりまとめました。

2 条例改正に対する意見聴取の状況

(1) パブリックコメント

- ・実施期間：令和6年10月11日～11月9日(30日間)
- ・いただいた意見数 18件（別紙1）

(2) 基本計画懇話会

- ・開催：令和6年11月20日（出席委員数11名）
- ・常任委員会のご意見及びパブリックコメントをふまえた改正案に対する意見を聴取しました。

3 改正案に対する意見及び最終案における変更点（別添1）

該当箇所	主な意見の概要	改正案からの変更点
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の自給力を強化する記述が<u>必要</u>ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前文に「<u>自給力を高め</u>」を追記し、「三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物の<u>自給力を高め</u>安定的に供給し、」としました。
(基本理念) 第3条第1号 (水田の最適な利用) 第10条 (園芸作物等の産地の形成) 第11条 (畜産の健全な発展) 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・「需要に応じた」という文言は受動的な印象があるため、「<u>需要にこたえる</u>」に改めてはどうか。 ・「需要に応じた」は生産抑制的な意味があるので「<u>需要</u>」を他の文言に変更できないか。 ・「需要」とは消費者や実需者からの「ニーズ」という意味で、条例での表現としては、妥当ではないだろうか。 <p style="text-align: right;">(懇話会意見)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農産物について、県民をはじめとする消費者や食品事業者などの実需者からのニーズに的確に応えるために「県民をはじめとする消費者の<u>需要に応じた</u>」を「<u>県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる</u>」に修正しました。

<p>(多様な農業経営の確立) 第 15 条第 2 項 (新設)</p>	<p>・第 15 条の見出しが多様な農業経営の確立であるため、「<u>営農</u>」を「<u>農業経営</u>」に変更してはどうか。</p> <p>(パブリックコメント意見)</p> <p>・「<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者</u>」が分かりにくい。</p> <p>・主要な担い手以外の多様な<u>農業者の具体例として「家族農業」</u>等を記載してはどうか。</p> <p>(パブリックコメント意見もあり)</p>	<p>・第 15 条については多様な農業経営の確立を定めているため、「<u>営農</u>」を「<u>農業経営</u>」に修正しました。</p> <p>・「<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者</u>」について分かりやすく整理し、「<u>前項の農業者</u>」に修正しました</p> <p>・多様な農業者の具体例として「<u>家族農業</u>」を<u>追記</u>しました。</p>
<p>(野生鳥獣による被害の防止) 第 20 条</p>	<p>・農村での人的被害防止は農村の活性化にも資するため、<u>農産物だけでなく人的被害の防止についても明記すべき。</u></p> <p>(パブリックコメント意見)</p>	<p>・野生鳥獣被害の防止については、農産物だけでなく農業及び農村の生活環境への被害が生じていることから、被害防止の対象を「<u>農産物</u>」から「<u>農業及び農村の生活環境に係る</u>」に修正しました。</p>
<p>(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進) 第 23 条 第 3 項</p>	<p>・学校給食は地産地消の取組推進に重要な役割を持つので、「<u>学校給食をはじめとする県民の食生活</u>」とすべき。</p> <p>(パブリックコメント意見もあり)</p>	<p>・食育については学校給食が大きな役割を有することから、食育の取組を学校給食や事業者の食堂を通じて県民の食生活に広げるために「<u>県民の食生活</u>」を「<u>学校給食、事業所の食堂をはじめとする県民の食生活</u>」に修正しました。</p>

4 今後の対応

本常任委員会でのご意見をふまえ、令和 7 年 2 月定例会月会議において、議案として提出することとしています。

令和 7 年 2 月 県議会 (本会議) 【議案提出】 (予定)

「三重県農業及び農村の活性化に関する条例」改正案に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：18件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	10 件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0 件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0 件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	6 件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2 件
合計	18 件

○主な対応状況

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	第2条第5号	第5号の規定中「が維持増進」の「が」は、「の」とすべきところの改正漏れと考えられるので、修正すべきと考えます。	①	ご意見のとおり修正しました。
2	第2条第5号	第5号の規定中「維持増進や環境負荷の低減」の「や」について、「自然循環機能が(の)維持増進」と「環境負荷の低減」との関係が不明確となるので「及び」か「又は」のどちらかとすべきと考えます。安全・安心農業生産を広く解釈するためには「又は」の方が適切とは考えますが、提案する執行部において適切な文言を選択してください。なお、この条例において、「や」を用いて名詞をつないでいる箇所は他にありません。	①	ご意見をふまえ、「維持増進及び環境負荷の低減」に修正しました。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
3	第2条第5号	<p>文章がつながっていないこと、「や」は口語的で条例の表現としては「及び」が適切だと考えられること、食料・農業・農村基本法では「環境への負荷の低減」という文言が用いられている（なお、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律では、「環境負荷」は「農林漁業に由来する環境への負荷」と定義されている）ことを踏まえ、「農業の自然循環機能（……）が維持増進や環境負荷の低減が図られる」を「農業の自然循環機能（……）の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる」と改めてはどうか。</p>	①	ご意見のとおり修正しました。
4	第3条第1号他	<p>平成22年の「法令における漢字使用等について」に従い、「かんがみ」を「鑑み」に改めてはどうか。なお、表記の改正は、実体の改正に伴う部分について行うこととされているが、同じ条で「かんがみ」と「鑑み」が混在しているのは県民に混乱を生じさせるおそれもあるので、「実体の改正に伴う」ということを広く捉えて、第3条全体について、「かんがみ」を「鑑み」に改めることも検討してはどうか。また、その場合は、第3条各号列記以外の部分及び第4号における「こたえる」も「応える」に改めてはどうか。</p>	①	ご意見をふまえ、「かんがみ」は「鑑み」に修正しました。「応える」は現状どおり「こたえる」で統一しました。
5	第15条第2項	<p>第2項の規定中「が確保されるよう」の主語が、「安全・安心な農産物の安定供給」及び「必要な農地及びその他の農業資源」であるならば、「供給、必要な」を「供給及び必要な」とすべきと考えます。</p>	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。
6	第15条第2項	<p>また、この解釈が正しいのであれば、前者は「安定供給」という行為が「確保される」のに対し、後者は「農業資源」という物質が「確保される」こととなり、両者の規定ぶりが並ばないので、どちらかを見直すべきと考えます。（たとえば、農業資源の後ろに「の確保」を追加し、「確保される」を「図られる」とすれば両者の規定ぶりが並ぶと考えます（「図られる」が受動的ならば、「が確保される」を「を図る」とすべきと考えます。）。）</p>	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
7	第15条第2項	第2項の規定中「必要な農地及びその他の農業資源」というのは法令用語の使い方として適切ではないので、「必要な農地その他の農業資源」とすべきと考えます。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。
8	第15条第2項	「営農」について、その意味は「農業を営むこと」とされており、見出しや第1項、第2項の別の部分との平仄を合わせる観点から、「農業経営」と改めてはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。
9	第15条第2項	「効率的かつ安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な農業者」について、法令における一般的な表現の観点、また、食料・農業・農村基本法第26条第2項の用言との平仄を合わせる観点から、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者」と改めてはどうか。	①	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」を「前項の農業者」に、「それ以外の多様な農業者」は「家族農業その他の多様な農業者」にしました。 また、改めた記述内容について、ご意見のとおり修正しました。
10	第15条第2項	「農業者等」の「等」について、何を想定しているのか。食料・農業・農村基本法第26条第2項では「農業者」となっており、特に「等」で想定するものがないのであれば、「等」を削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。
11	第15条第2項	「農業生産活動が行われ、安全・安心な農産物の安定供給（…）が確保されるよう」について、文のつながりがより明確となるよう、食料・農業・農村基本法第26条第2項の表現も参考にし、「農業生産活動が行われることで安全・安心な農産物の安定供給（…）が確保されるよう」と改めてはどうか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。
12	第15条第2項	「安定供給」について、前文の表現との平仄を合わせる観点から、「安定的な供給」と改めてはどうか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
13	第15条第2項	「配慮する」について、法令においては食料・農業・農村基本法第26条第2項のように「……に当たっては、……に配慮する」といった構文が多いと思うが、この案では何に当たって県が配慮するのか不明確である。いっそのこと、「配慮するとともに、」を削って、「……を図るため、……確保されるよう必要な施策を講ずるものとする」という構文にしてはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。
14	第15条第2項	県民等へのわかりやすさの観点、また、他の条項との平仄を合わせる観点から、例えば「家族農業の維持及び継続の促進」などの具体的な施策を明記し、「確保されるよう、家族農業の維持及び継続の促進、……その他必要な施策を講ずるものとする」とすべきではないか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正しました。
15	第20条	三重県においてもクマの目撃情報が増加し、人的被害もあったことから、クマアラートを発表されているところですが、第20条について、農産物の被害の防止だけでなく、人的被害の防止についても明記すべきではないでしょうか。人的以外の防止を図ることは、農村の活性化にも資することとなりますので、この条例の目的を逸脱するものではないと考えます。	①	ご意見をふまえ、「農産物」を「農業及び農村の生活環境に係る」に修正しました。
16	第23条第3項	「学校給食、事業所の食堂等」を「県民の食生活」に改めることとしているが、学校給食は地産地消の取組を推進するに当たってとりわけ重要な役割を持つものだと考えるので、「学校給食をはじめとする県民の食生活」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「学校給食、事業所の食堂をはじめとする県民の食生活」に修正しました。
17	附則関係	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）は公布日施行とされていますが、この改正条例はなぜ公布日施行としないのでしょうか。また、施行日はいつになるのでしょうか。それも含めてパブリックコメントに付すべきと考えます。	⑤	公布日施行にします。 なお、施行日については、条例案の議決後となります。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
18	附則関係	この条例の新規制定時の施行に係る規定は、施行された時点で効力を失っているため、新旧対照表には掲載すべきでないと考えます。また、今回の改正に係る附則は、この条例の改正内容ではなく、改正条例の施行時期を規定するものであることから、新旧対照表ではなく枠外の表の下部記載すべきと考えます。	⑤	いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

(2) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(最終案)について

1 概要

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(令和2年3月)について、前回の常任委員会でお示した中間案に対するパブリックコメントを実施するとともに、農業者や農業関係団体・市町との意見交換会、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画懇話会を開催し、いただいたご意見をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊1、別添2-1・2-2・2-3)

2 パブリックコメント、農業者や農業関係団体・市町との意見交換会、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画懇話会の状況

(1) パブリックコメント、農業者や農業関係団体・市町との意見交換会

中間案について、令和6年10月11日から11月9日にかけて実施したパブリックコメント及び、令和6年10月9日から10月29日に地域別に開催した意見交換会等において、あわせて237件のご意見をいただきました(パブリックコメント24件(別紙1)、地域別意見交換会等213件)。

(2) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画懇話会

令和6年11月20日に開催した懇話会では、パブリックコメントやこれまで開催した意見交換会等の意見をふまえた中間案からの変更点などについて議論していただきました。

3 中間案に対する主な意見及び最終案における変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
県のこれまでの取組について、農畜産物の輸出や環境と調和のとれた産業への転換促進に関する記載が不足している。 (懇話会、パブリックコメントの意見)	第2章の国外の需要を取り込むための輸出促進について、柑橘、伊勢茶、和牛それぞれの取組を追記しました。	最終案 P8 P9 P10
	第2章の「みどりの食料システム法」が施行されるなど環境と調和のとれた産業への転換を促進について、地域ぐるみでの有機農業や環境保全型農業の推進に関する記載を追加しました。	最終案 P31 P32
新たな計画における取組方針の「飼料や肥料等の自給体制の強化」「コンプライアンス意識の醸成」「民間企業、大学等研究機関との連携を強化」について、これまでの取組の成果や課題に言及がないため、必要性が分かる記載を追加すべき。 (パブリックコメントの意見)	基本施策I安全・安心な農産物の安定的な供給におけるこれまでの取組の成果と課題に、「飼料や肥料等の自給体制の強化」「コンプライアンス意識の醸成」「民間企業、大学等研究機関との連携を強化」の必要性が分かるよう追記しました。	最終案 P36 P37 P38 P39

<p>農畜産物の生産拡大を図り、食料自給力の向上を目指す目標として、品目別に目標値を設定することが必要である。</p>	<p>基本事業Ⅰ-1 県民等への食料供給を支える水田農業の推進に、米、小麦、大豆の3品目について、品目別の目標値を新たに設定しました。</p> <p>基本事業Ⅰ-2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進に、野菜5、果樹2、茶1の8品目について、品目別の目標値を新たに設定し、目標達成に向けた施策展開の内容に、品目別に取組を追記しました。</p>	<p>最終案 P46 P47 P48</p>
<p>新規就農者の確保については、最も重要な課題であり、担い手数の減少への対応に注力が必要である。多様な人材の確保について、対象を明確にしてしっかりと取り組んでほしい。</p> <p>(懇話会、パブリックコメント、意見交換会の意見)</p>	<p>基本事業Ⅱ-1 新規就農者の確保・育成における目標達成に向けた施策展開の内容について、情報発信や研修、受入環境の整備などの取組を追記しました。</p> <p>基本事業Ⅱ-3 農業を支える多様な担い手の確保・育成における目標達成に向けた施策展開の内容について、女性、若者、中高年者、外国人それぞれに対する取組を追記しました。</p>	<p>最終案 P52 P54</p>
<p>市町とともに、有機農業を支援するノウハウを蓄えてしっかりと現場対応に取り組んでほしい。</p> <p>(懇話会の意見)</p>	<p>基本事業Ⅳ-2 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進における目標達成に向けた施策展開の内容について、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減技術の普及や、地域ぐるみでの有機農業の推進などの取組を追記しました。</p>	<p>最終案 P63</p>
<p>特に注力する取組について、施策横断的に取り組む具体的な内容がわかりにくい。</p> <p>(懇話会の意見)</p>	<p>特に注力する取組1 農畜産物における食料自給力の強化、取組2 人口減少下における農業労働力の維持、取組3 環境と調和した農業の実現について、関連する取組を追記するとともに、推進体制について整理しました。</p>	<p>最終案 P67 P68 P69 P70</p>

4 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえ、令和7年2月定例会月会議において、議案として提出することとしています。

令和7年2月 県議会（本会議）【議案提出】（予定）

「三重県農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）」に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：24件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	18 件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0 件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0 件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	4 件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2 件
合計	24 件

○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P11 第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	「結びの神」はブランド名であり品種名ではないので、品種の育成及び普及の例示としては適切ではないのではないか。「三重23号（ブランド名：結びの神）」などの表記とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「結びの神」を「三重23号（ブランド名：結びの神）」に修正しました。
2	P26 第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	「・国内の食糧生産のためのハード対策」という部分について、ここだけ「食糧」となっているが、「食料」の誤りではないのか。	①	ご意見をふまえ、「国内の食料生産のためのハード対策」に修正しました。
3	P29, 31, 33 第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	「環境と調和のとれた食料システム（の）確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」について、「の」が抜けている。また、初出の法律名について正式名称を書かずに略称を書いているが、記載方法を統一するべきではないか。	①	ご意見をふまえ、初出の法律名については正式名称で記載するよう統一しました。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
4	P34 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	役割1について、「国内での食 料自給力は依然低位」とあるが、 低位という数値で判断する以上は 食料自給率とすべきではないか。 三重県も日本の一部なので農業 生産能力の向上に向けた取組を行 う必要があるものの、他県との物 流が断絶されているわけではない ので、県の食料自給率について言 及する必要はないのではないかと 思われる。	①	ご意見をふまえ、「国内での食料自給 率は依然低位」に修正しました。 また、本県の食料自給率は40%で推移 しており、県民への安定供給に向けては 食料自給力向上の取組が必要です。そこ で、本県の食料供給を支える水田農業に おいて、米・麦・大豆は供給されるカロ リーの多くを占めることから、食料自給 率を目標として定めております。
5	P34 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	役割3において、「就業の場」 としての役割を記載するのであれ ば、農福連携について言及する必 要があるのではないかと 思われる。	①	ご意見をふまえ、就業の場に農福連携 の取組を追記しました。
6	P36 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	「米粉用米等の作付が増加」に ついて、米粉用米の作付面積は95 ha程度で低迷しているはずだが、 増加していると書くのはおかしい のではないかと 思われる。	①	ご意見をふまえ、「麦・大豆や飼料作 物等の作付が増加」に修正しました。
7	P36 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	「柑橘や和牛における輸出拡 大」及び「柑橘における輸出拡 大」の部分について、他の箇所 では伊勢茶の輸出について取り組ん でいることについて言及している のに、ここだけ書かないのはおか しいのではないかと 思われる。実際に伊勢茶 の輸出は拡大しているはずであ る。	①	ご意見をふまえ、「柑橘や伊勢茶、和 牛における輸出拡大」及び「伊勢茶マイ ボトルキャンペーン等の展開や伊勢茶の 輸出拡大」に修正しました。
8	P37 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	新たな計画における取組方針の 「高温等気候変動に対応した米や イチゴ等における新品種の導入」 について、三重23号等の高温耐性 品種の作付けが伸び悩む中で一等 米比率が大きく下落している状況 では、「導入」では弱く、「作付 けの拡大」と強い記載とするべき ではないかと 思われる。	①	ご意見をふまえ、高温等気候変動への 対応について、「高温耐性品種の作付け 拡大」に修正しました。
9	P36, 37 第3章 農業・農 村の活性化に向 けた基本的な考 え方	新たな計画における取組方針の 「飼料や肥料等の自給体制の強 化」及び「コンプライアンス意識 の醸成」については、これまでの 取組の成果や課題に言及がなく、 なぜ取り組まなければならないの かよく分からないので、これまで の取組の成果や課題にこれらの必 要性が分かる記載を追加すべき ではないかと 思われる。	①	ご意見をふまえ、これまでの取組の成 果と課題に、「飼料や肥料等の自給体制 の強化」及び「コンプライアンス意識の 醸成」の必要性が分かるよう記述を修正 しました。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
10	P38, 39 第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方	新たな計画における取組方針の「民間企業、大学等研究機関との連携を強化」については、これまでの取組の成果や課題に言及がなく、なぜ取り組まなければならないのかよく分からないので、これまでの取組の成果や課題にこれらの必要性が分かる記載を追加すべき。	①	ご意見をふまえ、これまでの取組の成果と課題に、「民間企業、大学等研究機関との連携強化」の必要性が分かるよう記述を修正しました。
11	P41 第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方	令和3年5月のみどりの食料システム戦略の策定を受けて、みどりの食料システム法が制定・施行されたので、順番と因果関係が逆になっている。	①	ご意見をふまえ、「みどりの食料システム戦略」の策定、「みどりの食料システム法」の施行の順に記述を修正しました。
12	P47, 48 第4章 施策の展開 基本施策Ⅰ安全・安心な農産物の安定的な供給	野菜3、果樹1の目標値を設定するとあるが、具体的には何について設定するのか。	①	【基本事業Ⅰ-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進における国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの伸び率の目標については、野菜5品目（キャベツ・ハクサイ・ネギ・イチゴ・カボチャ）、果樹2品目（温州ミカン・カキ）、茶1品目の計8品目について目標を設定しました。
13	P50 第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	基本目標指標の所得等の等は何を指すのか。	①	法人の場合、税引前当期純利益・役員報酬・法定福利費・厚生費の合計を所得としているため「所得等」と記載しています。 ただし、同指標を用いている「みえ元気プラン」など他の計画においては、法人の所得に相当するものを含め「所得」と記述していることから、「所得」に修正しました。
14	P52 第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	主な取組⑦の「農林水産技術」は基本事業Ⅱ-5と同様に「農畜産技術」とすべき。	①	ご意見をふまえ、「農畜産技術」に修正しました。
15	P53 第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	「「地域計画」を基に地域の話し合いを着実に進め」とあるが、地域の話し合い（協議の場）により地域計画を作成するものであり、順番が逆ではないか。	④	地域計画については地域の話し合い（協議の場）を通して作成するものですが、作成した地域計画の実現に向けても、引き続き話し合いが必要と考えて記載しています。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
16	P54 第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業 の持続的な発展 を支える農業構 造の確立	基本事業Ⅱ-3の取組目標の障 がい者等の等は何か。また、目標 値が現状値よりも下回るのはおか しいのではないか。	④	ひきこもり状態にあるなど生きづらさ や働きづらさを感じる若者や、今後農業 を通じて社会参画を目指す人材を含めて 「障がい者等」と記載しています。 目標値については、近年の実績と概ね 同数を毎年度確保するとし、維持する目 標としています。
17	第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業 の持続的な発展 を支える農業構 造の確立	新規就農者の確保も大切だが、 現在農業を営んでいる方々が次世 代に繋げられるように、大規模農 家だけでなく、中小規模農家も含 め、全体の底上げが必要。現在の 国、県、市町村の政策や助成、補 助金等は不足している。 安定した農業経営ができれば、 次世代に託すこともできるが、現 在の農業情勢を考えると、小規模 農家が次世代に託す選択肢は減少 するのは必然である。	⑤	いただいたご意見については参考とさ せていただき、農業経営体の持続的な経 営発展の促進に向け、必要な施策を講じ てまいります。
18	第4章 施策の展開 基本施策Ⅱ農業 の持続的な発展 を支える農業構 造の確立	今後、後継者のいない農家が引 退して、空き農業施設が増えてい くのは目に見えている。 そういった施設を利用して、行 政、農協などが連携して新規就農 者を募り、安心して経営開始がで きるような十分な補助金、助成金 があれば、これまでにない形で、 後継者、新規就農者が増えるの ではないか。	⑤	いただいたご意見については参考とさ せていただき、新規就農者の確保・育成 に向け、必要な施策を講じてまいりま す。
19	P54, 56~58, 60 第4章 施策の展開 基本施策Ⅲ地域 の特性を生かし た農村の振興と 多面的機能の維 持・発揮	農業水利施設の保全に係る内容 は、基本事業Ⅱ-4にも含まれて いるので、内容が重複している。 農業農村整備事業に関する内容は 基本事業Ⅱ-4に統合するべきで はないか。	④	農林水利施設の保全としては重複して いますが、それぞれの施策や基本事業に おける取組及び実施する農業農村整備事 業として記載しています。
20	P62 第4章 施策の展開 基本施策Ⅳ農 業・農村を起点 とした新たな価 値の創出	基本事業Ⅳ-1について、「県 外からの来訪者、及び県民」は 「県外からの来訪者及び県民」と すべき。	①	ご意見をふまえ、「県外からの来訪者 及び県民」に修正しました。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
21	P62 第4章 施策の展開 基本施策Ⅳ農業・農村を起点とした新たな価値の創出	基本事業Ⅳ-1の目標値の（令和16年度値）の「16」だけ他と表記が異なっているので直すべき。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
22	P63 第4章 施策の展開 基本施策Ⅳ農業・農村を起点とした新たな価値の創出	「「環境保全型農業直接支払交付金」を支援する」は「「環境保全型農業直接支払交付金」による支援をする」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「「環境保全型農業直接支払交付金」による支援をする」に修正しました。
23	P46～48, 67 第5章 推進体制の整備 （特に注力する取組）	食料自給力の強化の文脈で米、小麦、大豆について目標値を設定するのは理解するものの、野菜等のカロリーのないものについて目標値を設定するのはおかしいのではないか。特定の野菜3品目だけ自給をめざすのか。また、茶の生産は全国第3位であり県内需要を十分に満たしているはずであるので、産業振興の対象として挙げるのであれば理解できるが、食料自給の対象として挙げるのはおかしい。	④	米、小麦、大豆については「カロリーベースでの県内自給率」を指標としていますが、園芸品目については「国内生産量に対する園芸品目シェアの伸び率」を指標としています。園芸品目については、国内自給力の維持・向上に資することを目的に、園芸産地の生産拡大を図ることとしており、その取組モデルとして、野菜5品目、果樹2品目、茶1品目の合計8品目を選定し、目標値を設定しています。
24	P68 第5章 推進体制の整備 （特に注力する取組）	推進体制の「JA等農業関係団体」はJAグループ以外の農協（三重茶農協）もあるので、単に「農協」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「農協」に修正しました。

(3) 「三重の農福連携等推進ビジョン」の見直しについて

1 概要

県では令和2年3月に「三重の農福連携等推進ビジョン(令和2年～6年)」(以下「現行ビジョン」という。)を策定し、行政だけでなく、農林水産業や福祉、教育関係者等が一体となって農福連携を推進していくための施策や体制整備に取り組んでいます。

現行ビジョンは計画期間が令和6年度をもって終了することから、現行ビジョンの成果と課題、農福連携を取り巻く情勢の変化をふまえ、「三重の農福連携等推進ビジョン」の見直しを進めています。

2 現行ビジョンの成果と課題(令和2年度～令和5年度)

これまで県では、現行ビジョンに基づき、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等の関係機関と連携しながら、

- ・農福連携に関する相談に一元的に対応するワンストップ窓口の設置
- ・障がい者と農林水産業をつなぐ人材の育成(農:360名、林:8名、水:3名)
- ・福祉事業所による加工品の開発支援(13件)
- ・消費者に農福連携で生産された農林水産物や加工品を販売するノウフク・マルシェの開催(延べ31回)
- ・生きづらさや働きづらさを感じているひきこもりの若者等を対象とした農業就労体験の実施(体験者数39名、延べ334回)

などに取り組んできました。

こうした取組の結果、令和2年度から5年度にかけて県内の農林水産業に就労した障がい者数は、489名(農:203名、林:63名、水:223名)となっています。

農福連携のさらなる拡大に向けては、現行ビジョンの取組を継続するとともに、

- ・収入が確保され持続的に農福連携の取組が進められるよう、収益性の向上に向けた農産物や加工品の品質向上
- ・農福連携の裾野をさらに広げるため、これまで対象としてきた一般消費者層に加え、企業をはじめとする他業種や新たな消費者層への理解増進
- ・点的な取組を広げていけるよう、地域の実情に応じた支援を進める仕組みづくり等に取り組む必要があります。

3 農福連携を取り巻く情勢

国では、本年5月に改正された「食料・農業・農村基本法」において、障がい者等の農業に関する活動の環境整備に関する条項が新設されました(同法第46条)。

また、本年6月に策定された国の「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(以下「国ビジョン」という。)では、農福連携等を一層強力に推進していくための新たなアクションとして、農福連携の地域単位での広がりや仕組みづくり、未来の担い手の育成と新たな価値発信、農福連携の広がりへの発展に向けた取組を進めることとなりました。

4 次期ビジョンについて

(1) 位置づけと目標

「みえ元気プラン」や農業、林業、水産業の基本計画、国の「食料・農業・農村基本法」や国ビジョンとの整合を図り、農林水産業と福祉の連携活動を県全体で進めていくための計画として策定します。

目標については、県民の理解増進を図り、農福連携等の取組が一層進む社会の実現につながるよう、現行ビジョンに続き、農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数とします。

(2) 見直しのポイント

現行ビジョンの成果や課題、国ビジョンの改正のポイントをふまえ、次期ビジョンでは新たに以下の取組を進めます。(別添3)

①農産物や加工品の品質向上

農福連携で生産された農産物や加工品の認知度向上や販路拡大を進めるため、それぞれの商品の生産技術のスキルアップに取り組みます。

②企業との連携推進や消費者の理解増進

農福連携の取組をさらに拡大するため、企業等との連携促進や、新たな消費者層へのアプローチに取り組みます。

③地域単位での広がりや仕組みづくり

農福連携の支援のさらなる充実やきめ細かな対応を進めるため、県域のワンストップ窓口と連携した地域拠点の創出に取り組みます。

(3) 計画期間

計画期間は、現在策定を進めている「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」見直し時期に合わせて、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

5 今後の対応

今後は、本常任委員会での議論や、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会、農林水産事業者、福祉事業所、自立支援組織等の関係団体で構成するビジョン評価委員会を開催し、その意見等もふまえ、本年度中の次期ビジョンの策定にむけて、見直しを進めてまいります。

令和7年 3月 次期ビジョン策定予定

(4) 「三重県農業農村整備計画」(最終案) について

1 概要

概ね10年後の農業農村のめざす方向を示す「三重県農業農村整備計画」(令和2年3月)の見直しにあたって、中間案(10月)に対する有識者懇話会での議論やパブリックコメントの意見等をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊2、別添4)

2 三重県農業農村整備計画有識者懇話会、パブリックコメント・地域別意見交換会の状況

(1) 三重県農業農村整備計画有識者懇話会

令和6年11月18日に開催した「三重県農業農村整備計画有識者懇話会」では、今後の整備方針などについて議論していただきました。

(2) パブリックコメント・地域別意見交換会

農業関係者や県民の皆さんなどから広く意見を募るため、令和6年10月11日から11月9日にかけてパブリックコメント及び地域別意見交換会を実施し、49件のご意見をいただきました(パブリックコメント3件(別紙1)、地域別意見交換会46件)。

3 中間案に対する主な意見及び最終案における変更点

有識者懇話会やパブリックコメントの意見等をふまえるとともに、現在見直しが進められている「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」と整合を図りながら、最終案を取りまとめました。

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
農業生産性の向上については、農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート技術の導入を進めてほしい。 (懇話会、地域別意見交換会の意見)	第4章の「農業生産性の向上」において、スマート技術を活用した管理の省力化等についての取組事例を追記し、地域の特性に合わせたスマート技術の導入に向けた基盤整備を推進していきます。	最終案 P35
流域治水(田んぼダム)の推進について、効果が広範囲に及ぶよう、より一層取組を加速化させてほしい。 (地域別意見交換会の意見)	第4章の「安全・安心な農村づくり」において、流域治水についての取組事例や効果、仕組みを追記し、田んぼダムの取組を推進していきます。	最終案 P43
農村の振興を図るうえでは、地域の特色を生かして6次産業化を推進していくことも重要であることから、県の支援を充実させてほしい。 (懇話会、地域別意見交換会の意見)	第4章の「活力ある持続可能な農村の振興」において、加工施設の整備及び6次産業化による雇用の増加など、農村の活性化につながる取組事例を追記し、地域資源の活用に向けた支援に取り組んでいきます。	最終案 P49

4 今後のスケジュール

本委員会でのご意見をふまえ、本年度中の新たな整備計画の策定に向けて、見直しを進めてまいります。

令和7年 3月 新たな整備計画策定予定

「三重県農業農村整備計画（中間案）」に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：3件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	1件
合計	3件

○主な対応状況

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	P11 第2章 三重県の 農業および農村 をめぐる情勢	ため池の被災状況写真が示されていますが、どこが被災しているのか分かりにくいと思います。	①	ため池の位置を表示するなど、被災状況が分かるよう修正しました。
2	P25 第3章 基本的な 考え方	立梅用水について、用水路の多面的活用の状況が分かりにくいと思います。	①	多面的活用の状況が分かるよう、立梅用水を活用したあじさいまつりでのポート下りを通じ、都市と農村との交流が図られている写真に変更しました。
3	第4章 整備方 針と主要取組（全 般）	複数の基本事業の成果をKPI（重要業績評価指標）で総合的に把握していく手法は、全体像の把握に有効かと思います。	⑤	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

(5) 令和5年度における森林環境譲与税の活用状況について

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

税の使途について、市町においては、「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、人材の育成や担い手の確保、木材利用の促進に、県においては、市町が行う取組への支援等に活用しています。

1 森林環境譲与税の譲与額と活用額

令和5年度の活用状況については、市町への譲与額が約10億5千万円に対し、活用額は約11億1千万円（過年度に積み立てた基金の取崩分を含む）、県への譲与額が約1億4千万円に対し、活用額は約1億円となりました。

令和元年度から5年度の5年間の活用状況については、市町への譲与額が約41億円に対し、活用額は約30億9千万円（活用率約75%）、県への譲与額が約6億7千万円に対し、活用額は約5億7千万円（活用率約86%）となっています。

【市町・県の譲与税活用状況】

(千円)

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
市町	譲与額	382,102	811,993	813,573	1,046,374	1,046,374	4,100,416
	活用額	179,934	465,335	428,774	900,303	1,111,957	3,086,303
県	譲与額	95,527	143,290	143,570	142,686	142,686	667,759
	活用額	67,442	90,029	145,546	172,187	98,162	573,366

2 市町の取組実績

市町では、森林所有者に対する経営管理の意向調査や森林境界明確化を実施するとともに、これまでに境界明確化を実施した箇所、間伐等の森林整備が本格化するなど、森林環境譲与税を活用した森林整備面積は年々増加しています。

また、森林の少ない市町においては、公共建築物における木造・木質化等の木材利用の促進を中心に活用されています。

【市町の主な取組実績】

区分	主な取組実績	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
森林整備等	意向調査面積 (ha)	2,949	19,071	7,542	13,071	6,721	49,354
	森林境界明確化面積 (ha)	353	789	1,178	1,726	1,708	5,754
	森林整備面積 (ha)	232	417	406	741	1,220	3,016
	森林作業道の整備延長 (m)	0	0	0	5,526	13,014	18,540
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加人数 (人)	19	8	31	24	14	96
木材利用	公共建築物等における木材利用量 (m ³)	約18	約125	約26	約136	約67	約372

【市町の実組区分別譲与税活用状況】

(千円)

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計	活用割合
森林整備等	157, 236	351, 913	359, 267	752, 475	993, 300	2, 614, 191	約85%
人材の育成・担い手の確保	448	8, 423	21, 213	20, 023	35, 784	85, 891	約3%
木材利用	22, 250	104, 999	48, 294	127, 805	82, 873	386, 221	約12%
活用額計	179, 934	465, 335	428, 774	900, 303	1, 111, 957	3, 086, 303	100%

3 県の取組実績

県では、市町における森林環境譲与税を活用した森林整備等の促進に向け、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる支援や森林クラウドを通じた航空レーザ測量成果の共有、「みえ森林・林業アカデミー」における人材の育成を行うとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携した新たな担い手の確保、木材利用の推進等に取り組ましました。

【県の主な取組実績】

区分	主な取組実績	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
市町への業務支援	「みえ森林経営管理支援センター」による支援市町数（市町）	29	29	29	29	29	-
森林整備の促進に向けた支援	森林クラウドへの航空レーザ測量成果反映面積（km ² ）	-	398	565	764	523	2, 250
人材の育成・担い手の確保	「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材育成数（人）	280	234	273	222	188	1, 197
	就業ガイダンス等の参加人数（人）	73	95	51	93	108	420
木材利用	公共建築物等における木造・木質化件数（件）	-	1	1	1	1	4

4 今後の対応方針

森林環境譲与税の導入から5年が経過し、市町における同税を活用した森林整備等の取組については着実に進展してきています。一方、市町で取組状況に差が生じていることから、今後も、市町との意見交換を十分に行いながら、それぞれの課題に応じたきめ細やかな支援を行い、森林環境譲与税を活用した森林整備等を促進してまいります。

(6) 「三重の森林づくり基本計画」(最終案) について

1 概要

「三重の森林づくり条例」に基づく「三重の森林づくり基本計画」(平成31年3月)について、前回の常任委員会でお示しした中間案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市町や林業関係団体に対して意見照会を行い、いただいたご意見等をふまえて最終案を取りまとめました。(別冊3、別添5-1・5-2・5-3)

2 パブリックコメント、市町や林業関係団体に対する意見照会の状況

(1) パブリックコメント

中間案について、令和6年10月10日から11月8日にかけてパブリックコメントを実施し、12件のご意見をいただきました。(別紙1)

(2) 市町や林業関係団体に対する意見照会

市町や主な林業関係団体に対して、令和6年10月10日から10月28日にかけて中間案について意見照会を行い、6件のご意見をいただきました。

3 中間案に対する主な意見及び最終案における変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
森林・林業を取り巻く社会情勢の変化として、生物多様性保全への貢献についても森林・林業の果たす役割が重要となっていることをふまえた記述を検討されたい。 (市町や林業関係団体からの意見)	序章「2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」の「(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定」において、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素とされていることについて追記しました。	最終案 P 5
森林環境税の徴税が始まり、森林経営管理制度の成果が一層求められることから、森林経営管理制度をさらに推進していく必要があることを記載してはどうか。 (市町や林業関係団体からの意見)	序章「2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」の「(4) 森林経営管理制度の運用開始」において、さらなる森林経営管理制度の推進を図る必要があることについて追記しました。	最終案 P 6
丸太や製材価格よりも山元立木価格の低迷による採算性の悪化が、主伐・再造林の進まない大きな要因であることから、課題へ記載を盛り込んではどうか。 (パブリックコメントの意見)	序章「3 前基本計画の取組の成果と課題」の「基本方針2 林業の持続的発展」において、山元立木価格の長期的な低迷等により採算性が悪化していることを追記しました。	最終案 P 12
林業労働力の確保については、異業種企業との連携促進、外国人材の活用のほか、女性の参画促進も重要と考えられる。 (市町や林業関係団体からの意見)	第3章「基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり」において、林業の多様な労働力の確保に向けて、女性の参画も促進することを追記しました。	最終案 P 28

<p>林業先進国の木材流通において前提となりつつある森林認証材への付加価値の推進について記載がない。 (パブリックコメントの意見)</p>	<p>第3章「基本施策2-(3) 県産材の利用の促進」において、F S C等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進することを追記しました。</p>	<p>最終案 P 30</p>
<p>重点プロジェクトの成果指標が分かりにくいいため、具体的な定義を示すべき。 (市町や林業関係団体からの意見)</p>	<p>第5章「重点プロジェクト」において、4つの重点プロジェクトにおける成果指標の説明を追記しました。</p>	<p>最終案 P 37～40</p>

4 今後の対応

今後は、「三重県森林審議会」に最終案を提示し、本委員会でいただいたご意見もふまえて、令和7年2月に県議会に変更案を提出したいと考えています。

令和6年 12月 三重県森林審議会【最終案】
令和7年 2月 県議会（本会議）【議案提出】（予定）

「三重の森林づくり基本計画」（中間案）に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和6年10月10日から11月8日まで（30日間）
- 2 意見数：12件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	7件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	12件

○主な対応状況

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	森林環境譲与税も6年目を迎えて、市町の用途が意向調査、境界明確化、森林整備等の森林経営管理制度だけではなく、協定林の整備、人材育成、木材利用、普及啓発等に広がり、当該基本計画の「森林の多面的機能の発揮」だけでなく「林業の持続的発展」に寄与するものと考えています。森林資源と木材需要、森林環境教育・木育をめぐる状況の変化により、森林経営管理制度により市町の林業行政における役割が一層重要になっていると考えます。このため、「三重の森林づくり基本計画」を着実に取り組んでいけるように、引き続き、三重県が市町の林業行政における人材面、技術面、計画面、調整面の指導、助言等の支援をお願いします。	②	ご意見のとおり、森林経営管理制度の創設等により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大していることから、市町において森林づくりが円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに応じた支援を行い、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ることとしています。
2	全般	近年異常気象で起こる豪雨災害は多く、森林内路網の被害も多くなっている。他県では森林環境譲与税を活用して作業道補修を支援している事例がある一方、本基本計画においては、災害による森林内路網被害の積極的支援に関する記述はない。	③	木材生産の基盤となる森林作業道等の路網の維持管理は、重要な取組であると認識しています。いただいたご意見を参考とさせていただき、実施段階において効果的な取組が行われるよう努めます。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
3	P12 序章 三重の森林 づくり基本計画 変更の考え方 3 前計画の取組 の成果と課題	人工林の約8割が50年生を超え 利用期を迎えているにもかかわらず 伐採が進まず再造林率も低いのは、 丸太や製材品に比べて山元立木 価格の低下が著しいことが大きな 要因なので、もう少し明確に課 題に反映して欲しい。	①	ご意見をふまえ、基本方針2 林業の 持続的発展の(課題)に山元立木価格の 低迷についての記述を追記しました。
4	P23 第3章 具体的な 施策 基本施策1- (1)「構造の 豊かな森林」づ くり	利用期を迎えた森林資源の活用 のため、主伐・再造林を進めること は重要ですが、一挙に皆伐を行 えるわけではなく、これまで手入 れが適正に行われていない森林も 数多く存在することから、公益的 機能が発揮されるよう50年生以上 の森林であっても必要な森林整備 をしっかりと進めてください。	②	森林の有する機能が高度に発揮される よう、生産林では、公益的機能を発揮し つつ木材生産機能を発揮させるために主 伐・再造林の促進に取り組むこととして います。また、環境林では長伐期施業や 針広混交林施業等により、公益的機能が 継続して発揮される森林づくりに取り組 むこととしています。
5	P23ほか 第3章 具体的な 施策 基本施策1- (1)「構造の 豊かな森林」づ くり	再造林費用の捻出が困難なため 伐採後放置される山林も散見され る現状があるなか、主伐再造林一 貫作業や低コスト化等による循環 施業の推進には触れられている が、補助金の十分な確保について は触れていないと思われる(植栽 等の再造林関係への補助金配分は 受けやすくなっている一方で、保 育間伐、搬出間伐、作業道新設へ の配分は十分でなく、収穫までの 一サイクルの収支は依然として厳 しい実態がある)。	③	いただいたご意見は参考とさせていた だき、県内の豊富な森林資源を活用した 循環型林業の推進に向け、必要な施策を 講じてまいります。
6	P30 第3章 具体的な 施策 基本施策2- (3)県産材の 利用の促進	木材輸出について、国内需要が 縮小する中、円安傾向にある今が 輸出拡大のチャンスだと思います ので、アジア圏に限らず、アメリ カ等も含めて取り組んでくださ い。	③	いただいたご意見は参考とさせていた だき、県産材の販路拡大に向け、国際情 勢等を考慮しつつ、実施段階において効 果的な取組が行われるよう努めます。
7	P30 第3章 具体的な 施策 基本施策2- (3)県産材の 利用の促進	規格基準が明確な「三重の木」 認証材やJAS材の普及による県 産材の品質向上に努めますとあり ますが、中小製材工場の連携によ るJAS認証取得へ協同認証や認 証取得支援など入れていただけ るとありがたいです。	③	いただいたご意見を参考とさせていた だき、信頼される県産材の供給を促進す るため、実施段階において効果的な取組 が行われるよう努めます。
8	P30 第3章 具体的な 施策 基本施策2- (3)県産材の 利用の促進	三重県が林業・木材産業の盛ん な地域であることをPRするた め、県内主要駅周辺に木製工作物 の設置等推進していただけると幸 い입니다。	③	いただいたご意見は参考とさせていた だき、三重県の森林・林業・木材産業の PRに向け、実施段階において効果的な 取組が行われるよう努めます。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
9	P30 第3章 具体的な 施策 基本施策2- (3) 県産材の 利用の促進	林業の持続的発展や意欲向上を図るうえで、低迷する木材価格の上昇に向けて、木材需要の増加と利用促進が重要課題となっている。 その推進案は十分盛り込まれていると思われる一方、林業先進国では木材流通における前提となりつつある森林認証材への付加価値推進には触れられていないと思われる。	①	ご意見をふまえ、(1) 県産材の需要の拡大に、森林認証材に関する記述を追記しました。
10	P37 第5章 重点プロ ジェクト ①「新しい林 業」推進プロ ジェクト	紀伊半島は陰しい地形的条件がありすぐさま素材生産コストを引き下げるのは困難な状況にある。そこで、現状において素材生産コストの低減可能と見込まれる林内公道、林道に隣接する50m以内の森林を主伐—再造林を促進する「特定地域」に設定し、当該箇所における主伐—再造林活動（境界明確化も含め）を集中的に支援する。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、主伐・再造林の推進に向けて素材生産コストの低減を図っていくため、実施段階において効果的な取組が行われるよう努めます。
11	P37 第5章 重点プロ ジェクト ①「新しい林 業」推進プロ ジェクト	再造林コストが立木価格を上回る状況では、「再造林」する箇所を峻別する必要がある。 一定面積（例えば2ha）以上の皆伐箇所においては、立木が伐採される前に立体地形表現図上で地位が低い箇所は択伐若しくは天然更新、地位が高い箇所は再造林を行う事前計画を作成し、当該計画に基づいた再造林に対して、集中的な支援を行う。 また、天然更新箇所においては、天然更新を促進させるためシカ被害対策（防鹿網によるブロックディフェンス等）を実施する。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、効率かつ効果的な再造林に向け、実施段階において効果的な取組が行われるよう努めます。 なお、天然更新箇所における獣害防止施設の設置については、既存事業で支援が可能となっています。
12	P38 第5章 重点プロ ジェクト ②林業の担い手 確保・育成プロ ジェクト	担い手という表現には事業体と個人の二つの意味合いが含まれ、前者は認定制度があり概要が把握されているが、後者は令和2年で930人とされているものの、その実態は不明確と思われる。 経営力の弱い事業体においては、人材・安全研修に消極的となり当該従事者には支援情報等が伝わらない可能性もあるため、対象者が数百人程度ならば、県や支援機関は直接、従事者に安全対策やスキルアップに関する情報提供や支援を行える体制を整えることが必要でないか。	②	林業従事者の技術力や安全性の向上に向けては、みえ森林・林業アカデミーを中心に、高いスキルを持った林業人材の育成を図るほか、みえ林業総合支援機構等とも連携し、キャリアに応じた人材育成や活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めることとしています。

(7) 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(最終案) について

1 概要

「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」に基づく「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(令和2年10月)について、前回の常任委員会でお示しした中間案に対するパブリックコメントを実施するとともに、「三重県水産業・漁村振興懇話会」を開催し、いただいたご意見等をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊4、別添6)

2 パブリックコメント、三重県水産業・漁村振興懇話会の状況

(1) パブリックコメント

中間案について、令和6年10月11日から11月9日にかけてパブリックコメントを実施し、10件のご意見をいただきました。(別紙1)

(2) 三重県水産業・漁村振興懇話会(11月19日)

学識経験者や消費者団体、水産流通関係者、漁業者等で構成する三重県水産業・漁村振興懇話会においてパブリックコメントの結果をふまえた修正案を示し、内容について確認いただきました。

3 中間案に対する主な意見及び最終案における変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
遊漁が水産資源に与える影響は大きいと考えられることから、適切な資源管理や漁場利用に向け、漁業者と遊漁者との調整をしっかりと図っていく方針を記載されたい。 (パブリックコメントの意見)	「1-1-1の水産資源の維持及び増大」において、漁業者と遊漁者による協議や遊漁者へのルールの周知について、水産資源の持続的な利用の観点を追記し、記述を整理しました。	最終案 P27
栽培漁業について、従来の魚種だけでなく、近年増加傾向にある魚種や近年の海洋環境の変化に合わせた魚種など、新たな対象種についても検討する旨を記載されたい。 (パブリックコメントの意見)	「1-1-1の水産資源の維持及び増大」において、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高温化等、海洋環境の変化に対応した栽培漁業対象種の選定についても検討していくことを追記しました。	最終案 P28
小規模漁業者の経営安定策として、経営の多角化、複合漁業、地域における小規模漁業者同士の連携等について記載できないか。 (パブリックコメントの意見)	「1-2-1の多様な担い手の確保及び育成」において、経営体の育成を通じた新規就業者の確保について、複合経営化や生産性向上等の促進を追記し、記述を整理しました。	最終案 P33

<p>アワビをはじめとする水産資源の生育場として重要な藻場の減少が進んでいることから、高水温に強い海藻を対象とするなど、効果的な藻場造成を進めることを記載された。</p> <p>(パブリックコメントの意見)</p>	<p>「1-3-2の水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造」において、高水温耐性や早く成熟するなどの特長を持つ海藻の分布状況を調査し、それらの海藻類の藻場造成への活用について検討を進めることを追記しました。</p>	<p>最終案 P44</p>
---	--	--------------------

4 今後の対応

本常任委員会でのご意見をふまえ、令和7年2月定例会月会議において、議案として提出することとしています。

令和7年 2月 県議会【議案提出】(予定)

「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」（中間案）に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：10件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	4 件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3 件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	3 件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0 件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0 件
合計	10 件

○主な対応状況

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	P27 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大	遊漁が水産資源に与える影響は大きいと考えられる。適切な資源管理や漁場利用に向け、遊漁者についても一定の制限が必要であることから、漁業者と遊漁者との調整をしっかりと図っていく方針を記載されたい。	①	いただいたご意見をふまえ、【資源管理関係】において、漁業者と遊漁者による協議や遊漁者へのルール等の周知について、水産資源の持続的な利用の観点を追記し、記述を整理しました。
2	P28 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大	栽培漁業については従来の魚種だけでなく、近年増加傾向にある魚種や近年の海洋環境の変化に合わせた魚種など、新たな対象種についても検討する旨を記載されたい。	①	いただいたご意見をふまえ、【栽培漁業関係】において、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高温化など、海洋環境の変化に対応した栽培漁業対象種の選定についても検討していくことを追記しました。
3	P28, 29 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大 P44 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生 育環境の保全、 改善及び創造	種苗放流とあわせて、海況調査や漁場改善についても行政の取組が必要である。	②	いただいたご意見については、1-1-1水産資源の維持及び増大【研究関係】において、調査船等による定期的な海況調査を実施することとしています。また、1-3-2水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造において、藻場・干潟等の造成、漁業者等による漁場保全活動への支援、流域下水処理場の栄養塩類管理運転の実施等に取り組むこととしています。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
4	P28 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大	栽培漁業について、これまでの放流効果の検証を行い、効果の高い魚種を重点的に放流してほしい。	②	いただいたご意見については、【栽培漁業関係】において、栽培漁業対象種の放流効果把握のための調査手法の検討や調査実施の体制強化等に取り組むこととしています。
5	P31 第4 基本的施策 1-1-2 競争力のある養 殖業の構築	高水温化等の海洋環境の変化には今後も改善の見込みがないため、気候に左右されにくい陸上養殖をめざすべき。陸上養殖には、海洋環境の変化への対応に加えて、荒天等に左右されず、安定生産・安定収入につながる可能性がある。	②	いただいたご意見については、展開方向において、地域の意向をふまえた陸上養殖の推進等に取り組むこととしています。
6	P31 第4 基本的施策 1-1-2 競争力のある養 殖業の構築 P44 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生 育環境の保全、 改善及び創造	水産動植物を増大させるには海の栄養源である窒素、リンを大幅に増加させることが重要であることから排水基準の大幅な緩和策を国等に提言すべきである。	③	県では、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向け、県管理の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の実施とその効果検証に取り組んでいるところです。現在の管理運転の検証結果などをふまえて、排水基準の緩和などの施策について、国等と協議してまいります。
7	P33 第4 基本的施策 1-2-1 多様な担い手の 確保及び育成 P36 第4 基本的施策 1-2-2 安定した経営体 の育成	漁業経営の持続的な安定が、漁業の持続と後継者の育成につながると思うので、漁業経営の安定策についての記述が必要。例えば熊野灘地域については、魚類養殖、定置網、刺網等各種漁業が行われているが、小規模である。経営安定化のために法人化と言われるが実現は難しい。逆に小規模経営をメリットと捉え、経営安定の持続ができないか。経営の多角化、複合漁業、地域における小規模漁業者同士の連携等、三重県スタイル確立の記述ができないか。	① ②	いただいたご意見をふまえ、1-2-1多様な担い手の確保及び育成において、経営体の育成を通じた新規事業者の確保について、複合経営化や生産性向上等の促進を追記し、記述を整理しました。 また、1-2-2安定した経営体の育成において、経営基盤の強化に向けて、付加価値の高い魚種への転換、協業化・複合経営化などの支援に取り組むこととしています。
8	P38 第4 基本的施策 1-2-3 水産業協同組合 の経営の安定	漁協合併については、現状の体制維持を望む組合員が多く、漁協の経営を改善する方向に向かわないことも多い。 また、合併の際に存続側となる漁協が吸収される漁協の経営改善や不要施設の整理を合併前に求めることがあるが、水揚げの少ない地区ほど施設のメンテナンスの要望が強い。	③	県では、各漁協が将来にわたって経営安定に必要な組織規模を維持できるよう、組合員の皆様の意見を十分に聞き取りながら、自発的な合併や解散漁協の組合員の引き受けに向けた支援をしております。 また、漁協が漁業者の協同組織としての役割を果たしていけるよう、漁協の経営合理化や事業の強化・充実を支援してまいります。

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
9	P44 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生 育環境の保全、 改善及び創造	アワビをはじめとする水産資源の生育場として重要な藻場の減少が進んでいる。高水温に強い海藻を対象とするなど、効果的な藻場造成を進めることを記載された。	①	いただいたご意見をふまえ、展開方向において、高水温耐性や早く成熟するなどの特長を持つ海藻の分布状況を調査し、それらの海藻類の藻場造成への活用について検討を進めることを追記しました。
10	P46 第4 基本的施策 1-3-3 活力ある漁村の 構築	係留する漁船が少なくなり、プレジャーボートの係留に支障がなくなっている漁港も多い。漁協の経営が厳しいなら、プレジャーボートの係留場所を提供し、行政と連携しながら組合経営の改善を図ってはどうか。漁業の操業場所、時間等をプレジャーボートの所有者に周知すれば、海難防止にもつながる。	③	県では、地域の資源や漁港を最大限に活かす「海業」の取組を促進することとしており、この中で、プレジャーボートの係留をはじめ、余暇活動に訪れる方々を受け入れる漁協等の取組を支援してまいります。

(8) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年9月17日～令和6年11月20日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	第2回みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和6年9月18日(水)
3 委員	【委員長】元三重大学教授 石川 知明 ほか5名
4 諮問事項	令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言について
5 調査審議結果	みえ森と緑の県民税を活用して実施した令和5年度事業の評価・提言について、審議いただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	令和6年度第1回三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	令和6年9月24日(火)
3 委員	【会長】三重大学教育学部教授 平山大輔 ほか12名
4 諮問事項	(1) 会長、副会長の選任について (2) 部会に属する委員の指名について (3) 審議会及び各部会の開催状況について
5 調査審議結果	(1) 会長及び副会長が選任されました。 (2) 部会に属する委員が指名されました。 (3) 過去2年間の審議会及び各部会の開催状況の報告がありました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第1回鳥獣部会
2 開催年月日	令和6年9月24日(火)
3 委員	【部会長代理】三重県猟友会 中垣 和穂 ほか3名
4 諮問事項	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更
5 調査審議結果	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議いただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和6年10月10日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 学長補佐 松田 裕子 ほか5名
4 諮問事項	三重ブランド認定要綱、三重ブランド認定基準及び審査取扱方針の一部改正について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定要綱」、「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」の一部改正案について、審議いただきました。
6 備考	

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正（最終案）について（改正箇所抜粋）

改正箇所	現行	最終案	改正理由	改正案等に対していただいた意見概要と対応	【参考】改正案（10月7日常任委員会にて提示）
前文	<p>（前略） 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。 （後略）</p>	<p>（前略） 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物の<u>自給力を高め</u>安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。 （後略）</p>	<p>世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行等情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保が求められるなか、県内農業及び農村が持続可能な農業構造を確立し、食料自給力を高めるために、「自給力を高め」を追記します。</p>	<p>（意見概要） ・条例全体として食料の自給力を強化する記述が必要ではないか。</p> <p>（対応） ・前文に「自給力を高め」を追記し、「三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物の自給力を高め安定的に供給し、」としました。</p>	<p>—</p>
（定義）第2条第5号 安全・安心農業生産	<p>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。</p>	<p>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。</p>	<p>気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化、頻発化、農産物の品質低下や収量の減少などが顕在化するなか、環境と調和のとれた農業生産活動の促進に向け、農業生産の活動内容に環境への負荷の低減を明記します。</p>	<p>（意見概要） ・「農業の自然循環機能（……）の維持増進や環境負荷の低減が図られる」を「農業の自然循環機能（……）の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる」と改めてはどうか。</p> <p>（対応） ・意見のとおり修正しました。</p>	<p>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進や環境負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。</p>
（基本理念）第3条第1号	<p>農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに<u>かんがみ</u>、需要に<u>応じた</u>安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。</p>	<p>農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに<u>鑑み</u>、<u>県民をはじめとする消費者等の</u>需要に<u>こたえる</u>安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物、園芸作物、畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>	<p>（意見概要） ・「需要に応じた」という文言は受動的な印象があるため、「需要にこたえる」に改めてはどうか。 ・「需要に応じた」は生産抑制的な意味があるので「需要」を他の文言に変更できないか。 ・「需要」とは消費者や実需者からの「ニーズ」という意味で、条例での表現としては、妥当ではないだろうか。</p>	<p>農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに<u>かんがみ</u>、<u>県民をはじめとする消費者の</u>需要に<u>応じた</u>安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。</p>
（水田の最適な利用）第10条	<p>県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の<u>県民をはじめとする消費者等の</u>需要に<u>こたえる</u>生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>	<p>（意見概要） ・「需要に応じた」という文言は受動的な印象があるため、「需要にこたえる」に改めてはどうか。 ・「需要に応じた」は生産抑制的な意味があるので「需要」を他の文言に変更できないか。 ・「需要」とは消費者や実需者からの「ニーズ」という意味で、条例での表現としては、妥当ではないだろうか。</p>	<p>県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の<u>県民をはじめとする消費者の</u>需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
（園芸作物等の産地の形成）第11条	<p>県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、<u>県民をはじめとする消費者等の</u>需要に<u>こたえる</u>生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の園芸作物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>	<p>（対応） ・県産農産物について、県民をはじめとする消費者や食品事業者などの実需者からのニーズに的確に応えるために「県民をはじめとする消費者の需要に応じた」を「県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる」に修正しました。</p>	<p>県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、<u>県民をはじめとする消費者の</u>需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
（畜産の健全な発展）第12条	<p>県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、畜産の健全な発展を図るため、<u>県民をはじめとする消費者等の</u>需要に<u>こたえる</u>生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>	<p>（対応） ・県産農産物について、県民をはじめとする消費者や食品事業者などの実需者からのニーズに的確に応えるために「県民をはじめとする消費者の需要に応じた」を「県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる」に修正しました。</p>	<p>県は、畜産の健全な発展を図るため、<u>県民をはじめとする消費者の</u>需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

改正箇所	現行	最終案	改正理由	改正案等に対していただいた意見概要と対応	【参考】改正案 (10月7日常任委員会にて提示)
【参考】 (多様な農業経営の確立) 第15条第1項	【参考】第15条第1項 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	変更無し	—	—	—
(多様な農業経営の確立) 第15条第2項 (新設)	(新設)	県は、地域における <u>農業経営</u> の継続を図るため、 <u>前項の農業者及び家族農業その他</u> の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。	農業者が急激に減少するなか、持続可能な農業構造の確立に向けて、第15条第1項で定める農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化が図られた農業経営を行う者に加え、小規模な家族農業やそれ以外の多様な農業者による農業生産活動について新たに規定します。	(意見概要) ・本条(第15条)の見出しが多様な農業経営の確立であるため、「営農」を「農業経営」に変更してはどうか。 ・「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」が分かりにくい。 ・主要な担い手以外の多様な農業者の具体例として「家族農業」等を記載してはどうか。 (対応) 本条については多様な農業経営の確立を定めているため、「営農」を「農業経営」に修正しました。 ・「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」について、分かりやすく整理し、「前項の農業者」に修正しました ・多様な農業者の具体例として「家族農業」を追記しました。 ・その他、「安全・安心な農産物の安定供給」等他の条項と重複する部分を削除し、項全体を調整しました。	<u>県は、地域における営農の継続を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な農業者等により農業生産活動が行われ、安全・安心な農産物の安定供給、必要な農地及びその他の農業資源が確保されるよう配慮するとともに、必要な施策を講ずるものとする。</u>
(農地の有効利用等) 第17条第2項	県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備 <u>及び保全</u> の推進その他必要な施策を講ずるものとする。	施設の老朽化が進むなか、人口減少により施設の維持管理が困難となる地域においても、農業水利施設の機能を適切に確保するため、施設の整備と併せて保全が図られるよう改正します。	(意見無し)	県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備 <u>及び保全</u> の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
(野生鳥獣による被害の防止) 第20条	県は、野生鳥獣による <u>農産物</u> の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、野生鳥獣による <u>農業及び農村の生活環境に係る</u> 被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	野生鳥獣による被害については、農産物だけでなく農業及び農村の生活環境への被害が生じています。このため、野生鳥獣による被害の実態を見据え、被害の防止について「農産物」を「農業及び農村の生活環境に係る」に改正します。	(意見概要) ・農村での人的被害防止は農村の活性化にも資するため、農産物だけでなく人的被害の防止についても明記すべき。 (対応) ・野生鳥獣被害の防止については農産物だけでなく、農村の生活環境に対する被害の実態をふまえ、被害防止の対象を「農産物」から「農業及び農村の生活環境に係る」に修正しました。	—
(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進) 第23条第3項	県は、学校給食、事業所の食堂 <u>等</u> において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、学校給食、事業所の食堂 <u>をはじめとする県民の食生活</u> において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	合理的な費用を考慮した農産物価格の形成に対する理解増進につながるよう、地産地消を県民の食生活全般で広く推進するため、「学校給食、事業所の食堂」に「をはじめ県民の食生活」を加筆します。	(意見概要) ・学校給食は地産地消の取組推進に重要な役割を持つので、「学校給食をはじめとする県民の食生活」とすべき。 (対応) ・食育については学校給食や事業所の食堂が大きな役割を有することから、食育の取組を学校給食や事業所の食堂を通じて県民の食生活に広げるために「県民の食生活」を「学校給食、事業所の食堂をはじめとする県民の食生活」に修正しました。	県は、 <u>県民の食生活</u> において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

食料の安定的な供給はもとより、食と農に対する県民の多様化する期待に対応していくため、雇用力のある農業経営体の育成や家族農業等の維持・継続を図るなど、農業・農村の持続的な発展に向け、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることで、「持続可能な農業」の実現をめざす計画とする

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和16(2034)年度を目標年とする

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

- ・人口減少により国内市場が縮小する一方、世界人口増により海外市場は拡大
- ・温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農畜産物の安定生産への影響が拡大
- ・円安や国際情勢の影響により、輸入する食料・資材の価格高騰や入手の困難が発生
- ・アフリカ豚熱等の家畜伝染病や病害虫の異常発生等、リスクの増大
- ・農業の担い手の減少・高齢化の進行、農業生産を支える労働力不足が表面化
- ・農福連携や、女性、若者、外国人等の多様な人材の活躍が拡大
- ・スマート農業技術の開発やその活用が拡大
- ・新たに施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画の策定が法定化され、効率的な農地利用の拡大が期待

- ・農地の総量確保に関する農地法制の見直しが進められるなど、食料生産基盤として農地を確保する重要性の高まり
- ・人口減少や高齢化による農村の活力の低下
- ・集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難
- ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大
- ・「モノ消費」から「コト消費」等への変化やエシカル消費の拡大、ECサイトやネットスーパーの需要拡大など、消費者のニーズや行動が多様化
- ・令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行されるなど、環境と調和のとれた産業への転換を促進
- ・生産・流通等のコストが増加しており、国においても「適正な価格形成に関する協議会」で議論を実施
- ・「食料・農業・農村基本法」が改正

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1) 食料の持続的な供給
- (2) 多面的機能の発揮
- (3) 地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1) 安全・安心な農畜産物が安定的に供給されている姿
- (2) 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- (3) 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4) 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 新たな計画における取組方針

- (1) 安全・安心な食料の安定供給のための農畜産物の生産・流通体制の強化
- (2) 持続可能な農業の実現に向けた多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化の加速
- (3) 地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり
- (4) 消費者のニーズや行動に合わせた価値創出や魅力発信、農業における環境への負荷の低減
生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する県産農産物等への理解の促進

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割をふまえ、4つの基本施策と目標を定める それぞれの基本施策において、第3章の3で定めた4つの「新たな計画における取組方針」を推進

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

基本目標指標	農業産出等額	基本事業
	農業生産によって得られた農畜産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計	
	現状値	目標値（R16年度）
	1,188億円（R4年）	1,225億円（R15年）

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）	基本事業
	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	
	現状値	目標値（R16年度）
	75取組（R5年度）	262取組（R16年度）

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	基本事業
	認定農業者のうち、所得が500万円以上の経営体が占める割合	
	現状値	目標値（R16年度）
	32.5%（R5年度）	50%（R16年度）

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標指標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数（新）	基本事業
	県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた商品やサービス等の件数	
	現状値	目標値（R16年度）
	51件（R5年度）	106件（R16年度）

第5章 推進体制の整備

特に注力する取組

国の改正「食料・農業・農村基本法」の基本的施策や県条例の改正内容をふまえ、条例に基づく基本計画においても、施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制の取組の4つを特に注力して進める
 「農畜産物における食料自給力の強化」・・・各品目における生産の維持拡大、生産性の向上、気候変動への対応や農業資材の自給体制強化、地産地消をはじめ県民等への供給の促進につながる取組を展開
 「人口減少下における農業労働力の維持」・・・農福連携や女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開 また、必要となる担い手を確保し、育成していくための取組を展開
 「環境と調和した農業の実現」・・・環境保全型農業技術の導入や耕畜連携等の地域資源活用の拡大など環境への負荷を低減する取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながる取組を展開
 「家畜防疫対策の強化・徹底」・・・高病原性鳥インフルエンザや豚熱、侵入の危険が高まるアフリカ豚熱などの家畜伝染病の発生を未然に防ぐ取組を展開するとともに、発生時における関係者の危機管理体制を構築

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

新たな計画における取組方針

安全・安心な食料の安定供給のための**農畜産物の生産・流通体制の強化**

- 消費動向をふまえた主食用米の生産振興、麦・大豆や飼料作物、米粉用米、野菜等の作付推進による水田の有効活用
- 高温等気候変動に対応した米やイチゴ等における品種の作付拡大、省力化や高品質化等に資するスマート農業技術の普及
- 伊勢茶の消費拡大、柑橘における輸出拡大、花きにおける産地PRなどによる販売促進や物流の2024年問題への対応
- 畜産経営の規模拡大と効率化に向けた異業種との連携促進や施設整備の推進、和牛の輸出拡大、家畜伝染病の予防対策
- 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化
- 生産から販売まで食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 県民等への食料供給を支える水田農業の推進	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース) ※3品目別で目標値を設定	81.7% (R2~4年度平均値)	85.5% (R15年度値)	・スマート農業技術の実装 ・ブランド米、業務用米の振興 ・麦・大豆の生産拡大 ・米粉用米、輸出用米の生産拡大
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの伸び率(新) ※野菜5、果樹2、茶1の8品目で目標値を設定	100% (R5年度値)	110% (R15年度値)	・水田を活用した野菜の生産拡大、野菜の業務用需要への対応拡大 ・果樹の輸出対応産地づくり ・需要を喚起する茶産地振興
3 畜産業の持続的な発展	高収益型畜産連携体数(累計)	28連携体 (R5年度値)	45連携体 (R16年度値)	・高収益型畜産連携体づくり ・県産畜産物のブランド力向上、輸出促進 ・飼料の自給体制の強化、堆肥の活用 ・アフリカ豚熱等防疫体制の強化
4 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100% (R5年度値)	100% (R16年度値)	・食の安全性についての情報提供 ・卸売市場の衛生管理の高度化

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

新たな計画における取組方針

持続可能な農業の実現に向けた**多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化**の加速

- 新規就農者をはじめ担い手の確保・育成
- 担い手への農地や経営の集約化、農作業の省力化や効率化の促進
- 小規模な兼業農家等も参画する地域営農体制構築の推進
- 農業における多様な人材の確保や農作業代行など労働力を補完する事業体の育成
- スマート技術に対応した基盤整備の展開、農業水利施設の保全管理体制の強化
- 効果の高い研究成果の創出及び普及を効果的に図るため民間企業、大学等研究機関との連携の強化

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 新規就農者の確保・育成	新規就農者数	121人 (R5年度値)	180人 (R16年度値)	・就農から経営発展の各段階に応じたきめ細かなサポートの実施 ・農業ビジネス人材の養成 ・法人等における就農者受入環境の整備
2 農業経営体の持続的な経営発展の促進	担い手への農地集積率	46.0% (R5年度値)	70% (R16年度値)	・地域計画の実行支援 ・経営発展に向けた専門家派遣 ・企業参入やサービス事業体の活動促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	農業と福祉との連携による新たな就労人数	49人 (R5年度値)	48人 (R16年度値)	・障がい者、女性、若者、外国人等の多様な人材を確保する仕組み構築 ・農福連携における施設外就労の拡大 ・農業ジョブトレーナー等の育成 ・農福連携への企業の参画促進
4 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	47.4% (R5年度値)	83.5% (R16年度値)	・農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化の推進 ・農業水利施設の保全管理体制の強化 ・優良農地の確保
5 農畜産技術の研究開発と普及	成果の創出と普及に向けた民間企業、農業者、大学等研究機関との研究連携数(新)	32件 (R5年度値)	35件 (R16年度値)	・気候変動への適応等ニーズに応じた品種や技術の開発 ・スマート技術の活用など効率化・省力化を進める技術の開発 ・環境負荷低減につながる技術の開発

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

新たな計画における取組方針

地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、**安心して暮らせるための農村づくり**

- 地域農業の活性化に向けた中山間地域を含めた集落や産地における新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大、地域営農体制の構築
- 地域資源を活かした農泊の推進や地域活性化施設の整備による所得と雇用機会の確保や関係人口の創出
- 広域化、外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による活動組織の体制強化
- ため池対策や排水施設整備、流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化
- 獣害対策を担う人材の育成や集落等における体制づくり、侵入防止柵の整備、捕獲、生息数管理等、総合的な獣害対策の実施

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 地域の特性を生かした農業の活性化	地域活性化プラン策定数(累計)	589プラン (R5年度値)	864プラン (R16年度値)	・「地域活性化プラン」の推進 ・多様な農業者等による営農体制の構築 ・多様なニーズに応じた基盤整備
2 地域資源を生かした農村の活性化	農山漁村の交流人口	1,679千人 (R4年度値)	2,009千人 (R15年度値)	・自然や食などの地域資源を生かした経済活動の促進 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進 ・生活環境等の整備
3 多面的機能の維持・発揮	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地(一部新)	-ha (R5年度値)	830ha (R16年度値)	・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・多様な人材の参画による地域のコミュニティ機能増進
4 安全・安心な農村づくり	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	4,727ha (R5年度値)	13,325ha (R16年度値)	・農業用ため池や排水機場の豪雨対策や耐震化等の整備 ・流域治水の推進
5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	161百万円 (R4年度値)	136百万円 (R15年度値)	・人材育成、体制づくり、被害防止の取組推進 ・ジビエの安定供給体制の整備

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

新たな計画における取組方針

消費者のニーズや行動に合わせた**価値創出や魅力発信、農業における環境への負荷の低減、生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する県産農産物等への理解の促進**

- 大都市圏等における「みえの食」のプロモーションや電子商取引の推進
- 事業者間連携を促進するためのマッチング機会の創出
- 県産農産物等の販路拡大に向けた地域商社及び物流事業者等との連携強化
- 環境への負荷の低減に資する技術の導入や有機農業の拡大、関係者の理解醸成
- 持続可能な食料供給に向けた生産者や消費者への働きかけ

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 新価値創出と戦略的プロモーションの推進	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業等数(新)	79件 (R5年度値)	189件 (R16年度値)	・多様なニーズに対応するための事業者間の連携推進 ・情報発信力の高い事業者とのマッチング支援
2 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進(新)	環境負荷低減事業活動に取り組む件数(新)	4件 (R5年度値)	200件 (R16年度値)	・環境負荷低減技術の実証・推進 ・環境負荷低減に取り組む農業者の認定 ・環境保全型農業直接支払制度の推進
3 持続可能な食を支える地産地消・食育の推進(新)	地産地消、食育を主体的に取り組む事業者等数(新)	61件 (R5年度値)	105件 (R16年度値)	・地産地消や食育、6次産業化の推進 ・エシカル(倫理的)消費の実践や適正な価格形成の実現に向けた消費者理解の促進

国の改正「食料・農業・農村基本法」の基本的施策や県条例の改正内容をふまえ、条例に基づく基本計画においても、「**農畜産物における食料自給力の強化**」、「**人口減少下における農業労働力の維持**」、「**環境と調和した農業の実現**」の施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制として「**家畜防疫体制の強化・徹底**」の取組を設定し、特に注力して進めます。

注力する取組① 農畜産物における食料自給力の強化

それぞれの品目や産地において、**スマート農業技術の導入**による生産性向上、**気候変動に対応**する生産対策の推進、**飼料や肥料の自給体制の強化**など、**農畜産物の生産の維持・拡大**に向けて必要な取組を展開します。

また、魅力ある**県産農畜産物の県民をはじめとする消費者への供給**の促進につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) それぞれの品目における生産の維持・拡大 ※米、小麦、大豆の3品目及び野菜5、果樹2、茶1の8品目で目標値を設定 ・ 水稻における多収品種の導入、米粉用米、輸出用米の拡大 ・ 加工・業務用需要等にも対応した水田への野菜の生産拡大 など	I
	(2) スマート農業技術の導入をはじめとする生産性の向上 ・ ICT等の活用によるスマート農業技術の導入 ・ スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備の展開 など	I, II, III
	(3) 気候変動への対応や農業資材の自給体制強化による持続性向上 ・ 気候変動への適応のための品種や技術の開発 ・ 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 など	I, II
	(4) 地産地消をはじめ、魅力ある県産農畜産物の県民等への供給の促進 ・ 多様な世代に向けた地産地消や食育のさらなる推進 など	I, IV

注力する取組③ 環境と調和した農業の実現

それぞれの地域や産地において、**環境保全型農業技術の導入**や**有機農業**といった農業の自然循環機能が維持増進される農業生産活動の推進、**耕畜連携等の地域資源の活用を拡大**する取組の推進など農業における環境への負荷を低減する取組や、農業・農村が持つ**県土保全や水源かん養など多面的な機能の維持・発揮**につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 環境への負荷の低減に資する栽培体系への転換の推進 ・ 「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した環境への負荷の低減につながる生産活動の促進 など	IV
	(2) 農業生産資材における地域資源の活用促進 ・ 耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜に由来する堆肥を農地に還元する取組の促進 など	I, II, III
	(3) 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮 ・ 「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源の保全や良好な景観形成等を支える地域の共同活動の促進 など	III

注力する取組② 人口減少下における農業労働力の維持

それぞれの地域や産地において、農福連携や、女性、若者、外国人等の**農業・農村を支える多様な人材を確保**する取組を展開します。

また、必要となる**担い手を確保し、育成していく**ための取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 産地や農業経営体における多様な人材による労働力の確保 ・ 新規就農者の就農から経営発展の各段階におけるきめ細かなサポート ・ 障がい者、女性、若者、高齢者、外国人等の多様な人材の確保に向けた取組 など	II
	(2) 地域計画の作成を通じた話し合いの促進による担い手の確保・育成 ・ 集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入の促進 など	II
	(3) 小規模な兼業農家や高齢農家をはじめ多様な農業者の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展 ・ 小規模な兼業農家や高齢農家等の多様な農業者が参画する地域営農体制の構築 など	II, III

(危機管理体制) 家畜防疫対策の強化・徹底

高病原性鳥インフルエンザや**豚熱**、さらには隣国で発生し侵入の危険が高まっている**アフリカ豚熱**など、**家畜伝染病の発生を未然に防ぐ**とともに、万一発生した場合には、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

取組方向

- (1) 家畜伝染病の農場・畜舎への侵入防止対策の強化・徹底
 - ・ 人、物、車両による農場へのウイルスの持ち込み防止対策の強化・徹底
 - ・ 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底
- (2) 家畜伝染病のまん延防止対策の強化
 - ・ 鳥インフルエンザの発生防止に向けて野鳥のウイルス感染の有無などのモニタリング
 - ・ 豚熱の経ロワクチン散布の継続実施、野生イノシシの感染状況のモニタリング及び捕獲強化による個体数の低減

三重の農福連携等推進ビジョン（令和2年策定）

（1）福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発

- ①農福連携の定量的・定性的効果の調査・発信
- ②先進的で優良な農福連携事例の調査・発信
- ③農福連携に取り組む福祉事業所等の認証制度の創設

（2）農福連携を推進する人材の確保・育成

- ①農林水産業版ジョブコーチの育成
- ②施設外就労コーディネーターの確保
- ③農業大学校、みえ農業版MBA養成塾、みえ森林・林業アカデミー、漁師塾等における農福連携に係る教育・研修の充実・強化
- ④特別支援学校における農業の学習支援と保護者等の就農への理解促進

（3）ノウフク商品の開発および販売促進

- ①農林水産業に参入した福祉事業所における複合経営・6次産業化支援
- ②国際水準GAPとノウフクJASの認証取得の促進
- ③全国・地域におけるノウフク・マルシェの実施・出店
- ④ポスト・オリパラ、大阪万博等を見据えた販路拡大

（4）農福連携を促進する環境整備

- ①ワンストップ相談窓口の設置
- ②農福連携を進める地域支援体制の構築
- ③国の農山漁村振興交付金の活用支援
- ④都道府県ネットワークの国への提言活動との連携

（5）農福連携の分野の広がり促進

- ①林業・水産業における施設外就労等を促進する指導者の育成・確保
- ②就労を希望する無業の若者等を対象とした、農業就労プログラムの策定
- ③農業体験を受け入れる協力農家と希望者による農業体験の実施・定着

成果と課題

目標：農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数 70名/年
実績：489名（令和2年度から5年度）

内訳 農業：203名 林業：63名
水産業：223名

○県内取組事例の調査により優良事例集を作成し、情報発信

⇒取組の定着・拡大に向け、引き続き必要な情報の収集・発信が必要

○障がい者と農林水産業をつなぐ人材の育成（農：360名、林：8名、水：3名）

⇒収入が確保され持続的に農福連携の取組が進められるよう、収益性の向上が必要

○福祉事業所による加工品の開発支援（13件）

○ノウフク・マルシェの開催（延べ31回）

⇒農福連携の裾野をさらに広げるため、企業をはじめとする他業種や新たな消費者層における理解増進が必要

○農福連携に関する相談に一元的に対応するワンストップ窓口の設置

⇒点的な取組を広げていけるよう、地域の実情に応じた支援を進めるための仕組みづくりが必要

○生きづらさや働きづらさを感じているひきこもりの若者等を対象とした農業就労体験の実施（体験者数39名、延べ334回）

⇒林業・水産業含め、引き続き分野の広がりを促進することが必要

次期ビジョン

1 見直しのポイント

農福連携のさらなる拡大に向けて、現行ビジョンの5つの取組を継続するとともに、新たに3つの取組を進める。

（1）農福連携の情報発信

（2）農福連携を推進する人材の確保・育成

新たな取組①
農産物や加工品の品質向上

農福連携で生産された農産物や加工品の認知度向上や販路拡大を進めるため、それぞれの商品の生産技術のスキルアップに取り組む

（3）ノウフク商品の開発および販売促進

新たな取組②
企業との連携推進や消費者の理解増進

農福連携の取組をさらに拡大するため、企業等との連携促進や、新たな消費者層へのアプローチに取り組む

（4）農福連携を促進する環境整備

新たな取組③
地域単位での広がりや仕組みづくり

農福連携の支援のさらなる充実やきめ細かな対応を進めるため、県域のワンストップ窓口と連携した地域拠点の創出に取り組む

（5）農福連携の分野の広がり促進

2 目標

農福連携等の取組が一層進む社会の実現につながるよう、現行ビジョンに続き「農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数」とする。

※計画期間：令和7年度～令和11年度

国の「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」

【令和6年度～令和12年度】

（1）改正のポイント（新たな取組）

- ①地域単位での広がり
 - ・地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保
 - ・障がい者等が働きやすい環境の整備
- ②担い手育成と新たな価値発信
 - ・農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成
 - ・新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化
- ③ノウフクの広がりへの発展
 - ・社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進
 - ・林福連携および水福連携の推進

（2）目標

- ・農福連携等に取り組む主体数を12,000以上
- ・地域協議会に参加する市町村数を200以上

地域単位での仕組みづくり

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

「みえ元気プラン」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和7年度(2025)から10年後を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 本格的な人口減少
- (2) 食料安全保障のリスクの顕在化
- (3) 自然災害の激甚化・頻発化
- (4) 農村地域における集落機能の低下
- (5) 農業・食関連産業のデジタル化
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業の生産性・施設の保全管理
 - ・農業就業人口が減少する中、農業水利施設の適切な保全管理が困難な状況。
- (2) 農村の防災減災
 - ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大。
- (3) 農村の振興
 - ・集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況。

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

- 役割1 農業の生産を支える基盤づくり
- 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり
- 役割3 農村の振興を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の3点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに主体的に関与するとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や地域活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

- 見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開**
- 見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開**
- 見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開**

3 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

- ① 生産性や収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、**活力ある持続可能な農村の振興**に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性を生かした**計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト削減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、**農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の維持管理の省力化に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるように、施設の保全対策に取り組む。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4%	83.5%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備(新)	整備地区数	9地区	43地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策(新)	着手済施設数	17施設	44施設

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、**農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全及び管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha	13,325ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	57か所	171か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	21か所	78か所
	田んぼダムに取り組む水田(新)	取組面積	135ha	900ha

3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、**農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数(新)	取組数	-	170取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	-	830ha
	組織の体制強化が図られた活動組織(新)	活動組織数	-	20組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113施設	238施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	70ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携して行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

平成31年3月の変更から5年が経過する中で、この間大きく変化した森林・林業を取り巻く状況をふまえ、今後、県民や市町、林業事業者等が一丸となって三重の森林づくりに取り組むにあたって、県としての基本的な方向性を改めて示すものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

森林・林業を取り巻く主な社会情勢の変化は次のとおり。

- (1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き
- (3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入 (4) 森林経営管理制度の運用開始
- (5) 「みえ森林教育ビジョン」の策定 (6) 「三重の木づかい条例」の制定
- (7) 「三重の森林づくり条例」の改正 (8) みえ森と緑の県民税の見直し
- (9) 花粉発生源対策の推進 (10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進
- (11) 林業人材の確保・育成 (12) 全国植樹祭の招致の表明
- (13) 木材需給を巡る状況の変化

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- ・林業経営に適さない森林や公益的機能が低下した保安林等において、9,783haの公的主体による森林整備を実施しました。
- ・森林整備を促進していくため、市町における森林環境譲与税を活用した取組を支援するほか、森林境界の明確化をより一層進めていく必要があります。
- ・カーボンニュートラルの実現やスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換に向け、人工林の伐採を促進するとともに、伐採後の確実な更新を進めていくことが重要です。

【基本方針2 林業の持続的発展】

- ・路網整備等の木材生産拡大に向けた支援や、大型合板工場や木質バイオマス施設の稼働でB・C材需要が高まったこと、「三重の木づかい条例」を制定し、公共建築物の木造・木質化を推進したことなどから、令和5年度の素材生産量は452千m³となりました。
- ・県内人工林の約8割が50年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることをふまえ、主伐・再造林を促進していくため、A材需要を拡大し、収益性を高めるとともに、スマート林業の導入や低コスト造林により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、循環型林業を確立していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用等により、森林環境教育支援市町数は20市町になるなど、地域における森林教育の取組は拡大しています。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実等の取組をさらに進めていく必要があります。
- ・森林文化及び森林教育の振興に向けて、森林や自然とふれあえる環境を充実させていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっています。
- ・令和13年に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- ・木材が暮らしの中に取り入れられている社会づくりを進めるため、身のまわりの生活用品における木材利用や、企業への木材利用の意義の情報発信を推進する必要があります。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

「三重の森林づくり条例」に規定する、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念、「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「県民の参画」を受けて、前基本計画に引き続き、4つの基本方針を定めます。

2 基本方針と目標

10年後にめざすべき姿として、新たな指標を含む計12の指標を設定します。

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公有林化等による公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本方針2 林業の持続的発展】

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建築における木材利用の促進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑦新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本方針3 森林文化及び森林教育の振興】

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全及び活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備及び保全の促進
- ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

- ①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- ①森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

- ①数値目標による進行管理 ②年次報告及び公表 ③計画の見直し

第5章 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。

- ①「新しい林業」推進プロジェクト ②林業の担い手確保・育成プロジェクト
- ③みえの木づかい推進プロジェクト ④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
公益的機能増進森林整備面積 (累計)	2,265ha (参考)	22,900ha
再造林面積	127ha	471ha
山地災害危険地区整備着手地区数 (累計)	20地区 (参考)	200地区
森林境界明確化面積 (累計)	34,156ha	63,600ha

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策1-(1) 「構造の豊かな森林」づくり	①	CO2吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換に向けた 主伐・再造林の促進
		森林資源の循環利用の確立 に向けた効率的な作業体系による造林経費の低コスト化
		再造林による確実な森林の更新 と造林未済地の解消
		J-クレジット認証取得の促進 による森林整備のさらなる拡大
基本施策1-(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり	②	森林資源の有効活用を図りながら、 公益的機能を発揮させる森林整備を着実に推進
		成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給 できる体制の整備
		④
基本施策1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化	①	森林環境譲与税を活用した 森林整備の促進 に向けた 県と市町の協働体制の強化
		航空レーザー測量等の スマート技術を活用した効率的な森林境界明確化の促進
		リモートセンシング技術等の効果的な活用による 森林・林業のDX化の推進
	③	森林経営管理制度に基づく公的な森林管理の促進

基本方針2 林業の持続的発展

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
県産材素材生産量	452千m ³	612千m ³
森林経営計画等の面積	45,275ha	69,290ha
林業人材育成人数 (累計)	303人	1,085人
製材・合板 (A・B材) 工場における県産材需要量	172千m ³	282千m ³

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容	
基本施策2-(1) 林業及び木材産業等の振興	①	森林経営計画や 森林経営管理制度 に基づく 森林施業の集約化の促進	
		②	既存の木材需要や新たな大型需要に対し原木を安定供給できる 木材生産体制の整備
		③	森林施業の収支のプラス転換に向けた 伐採～保育作業の低コスト化の促進
		④	成長に優れた エリートツリーの種苗、コンテナ苗の生産体制の整備
基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	①	就業や移住に関する相談会の開催や就業体験等による新規就業者の確保	
		「みえ森林・林業アカデミー」における次代を担う林業人材の育成	
		架線集材や高性能林業機械の操作等の高い技術を有する人材の育成	
基本施策2-(3) 県産材の利用の促進	②	異業種との連携や外国人材の活用、女性の参画促進等による多様な労働力の確保	
		①	木材販売における収益性が高い 製材・合板向けの県産材需要の拡大
		④	木材利用による カーボンニュートラルへの貢献 に対する 県民・事業者の理解の促進
		④	市町等と連携した公共施設や民間商業施設等における木材利用の推進
		木造・木質化の相談や 県産材利用の提案 ができる 建築士の養成	
		中大規模建築物の建築に対応した 木材調達手法の普及	

基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
森林文化・自然体験施設等の利用者数 (累計)	1,208千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	128校	230校

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容	
基本施策3-(1) 森林文化の振興	①	世界遺産や日本農業遺産等の制度を活用した地域の伝統や文化の価値向上	
		シビエや広葉樹等の新たな価値に着目した 森林資源の活用	
		②	森林公園や自然歩道等を活用した 森林や自然を体験できる場や機会の創出
基本施策3-(2) 森林教育の振興	③	地域住民やNPO等による里山の整備及び保全の促進	
		①	森林教育に関する積極的な情報発信と指導者の育成・フォローアップ
		②	市町や企業、関係団体等と連携した森林教育の場づくり
		③	「みえ森づくりサポートセンター」を核とする関係機関のコーディネート
		学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくり	
		子どもから大人まで 一貫した森林教育体系の構築	

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
三重の森づくり運動参加者数	14,671人 (参考)	19,000人
木づかい宣言事業者数 (累計)	43者	120者

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容	
基本施策4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	①	「みえ森林づくりサポートセンター」を核とした、技術研修や情報提供	
		森林づくり活動団体への 市町と連携した活動への支援	
		NPO、企業、教育機関、行政等の 森林づくり関係者によるネットワークの構築	
		森林づくりイベントの開催、企業の森等を通じた 多様な主体による森林づくり活動の促進と森林を育む意識の醸成	
基本施策4-(2) 木づかいの促進	②	みどりの少年隊の活動など、 次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動への支援	
		①	木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信
		②	身近に県産材とふれあえる機会を提供し、 日常生活のなかでの木づかいの促進
		②	多様な主体との連携による木づかいの積極的な情報発信

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や課題を考慮し、計画期間の前半5年間(令和7年～11年)において、重点的に実施すべき4つのプロジェクトを施策横断的に取り組む。

①「新しい林業」推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の人工林の約8割が50年生を超えるなか、豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立や、カーボンニュートラルの実現に向けて、主伐・再造林の促進が必要 ■ 木材販売収益に対し再造林・保育等の経費が高いことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」の推進が必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
「新しい林業」に取り組む事業体数 34事業体 <small>※ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業体の数</small>	植栽密度や下刈り回数の低減、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムの導入、成長に優れた苗木の普及等による森林・林業経営のトータルコストの削減	1
	成長が早く花粉の少ない苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援	1、2
	ICT等の技術に精通する技能者の育成やスマート技術を活用した機器の導入促進を通じたスマート林業の現場実装の加速化	2
	木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援	2

②林業の担い手確保・育成プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業就業者数は40年前と比較して約4分の1にまで減少している一方で、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれることから、これらに対応できる林業の担い手の確保・育成が必要 ■ 生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)が減少傾向で推移する中、異業種との連携や外国人材の活用等により多様な林業労働力を確保していくことが必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
新たに林業に従事する多様な労働者数 300人 <small>※新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数</small>	「みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進	2
	「みえ森林・林業アカデミー」における主に既就業者を対象とした林業人材の育成	2
	異業種・外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や受け入れ体制の整備、林業事業体とのマッチングサポート	2
	幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実	3

③みえの木づかい推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材需要のさらなる拡大に向け、民間の非住宅建築物における木材利用の促進が必要 ■ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者への理解の促進を図ることが重要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量(累計) 600t-CO2 <small>※木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO2固定量として県が認証した量</small>	建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成や、非住宅建築物の設計への支援	2
	中大規模木造建築・木質化によるCO2固定量の認証・登録制度の創設	2
	民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築	2
	木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信	4

④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和13年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に、県民や企業における森林づくりへの意識の醸成や、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、関係者との連携を強化することが必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
三重の森づくりネットワーク会員数 100団体 <small>※三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数</small>	地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援	3
	森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出	3、4
	森づくり活動団体や企業・緑化団体・教育関係者・NPO等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を構築	4
	森林由来のJ-クレジットを購入する企業等への森林づくり活動機会の提供	4

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

- 条例に掲げる基本理念の実現に向けて、基本的な方針や主要な目標、基本的施策等を定め、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定

2 基本計画の位置付け

- 条例に基づく基本計画として、本県水産業及び漁村の振興に関する施策の基本となるもの

第2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢

1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化

- 「漁業法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴う資源管理等の基本的制度の見直し
- 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づく資源管理の推進、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく不正に採捕された水産物の流通防止強化
- 外国人の就業、水福連携等の水産業における多様な担い手の活用推進
- 国際情勢や円安等に伴う燃油・配合飼料価格のさらなる高騰
- アジア圏の魚介類消費の増加、ALPS処理水海洋放出を受けた中国による日本産水産物輸入停止
- 南海トラフ地震等の大規模災害の発生リスクの高まり、自然災害の激甚化・頻発化
- 「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の施行に伴う「海業」による漁港活用促進
- ICT観測機器による海況情報配信やドローンによる藻場分布状況調査等のスマート化の推進
- 2050年カーボンニュートラル実現に向けたJブルークレジット制度の創設
- 魅力発信の好機となる「第44回全国豊かな海づくり大会」、大阪・関西万博の開催

2 本県水産業及び漁村の現状

2-1 漁業生産の現状

- ・ **海洋環境の変化**等の影響により、漁業産出額は446億円（H30）から380億円（R4）に減少
- ・ マイワシ、サバ類等の漁獲量は大幅減少、栽培漁業によりマダイ等の漁獲量は安定推移、南方系魚種の来遊増加
- ・ 魚病被害が深刻化する一方で魚類養殖は生産量増加、藻類・真珠・カキ類養殖については減少
- ・ 「**きれいで豊かな伊勢湾**」の実現に向けた下水処理場の栄養塩類管理運転の実施・効果検証

2-2 漁業経営の現状

- ・ **人口減少・高齢化**により、漁業就業者数は6,108人（H30）から4,217人（R5）へ減少
- ・ 漁業経営体の96%が個人経営体で規模が零細、多くの小規模漁協の事業利益が赤字
- ・ 県産水産物について、東南アジア等への輸出が拡大、国内の流通形態が多様化

2-3 水産基盤整備及び漁村の現状

- ・ 漁港施設、漁港海岸施設の多くで老朽化が進む一方で耐震化が未実施
- ・ **海洋環境の変化**に伴う食害生物の活性化により熊野灘沿岸の藻場の81%（H22→R3）が、埋立てにより伊勢湾の干潟の55%（S20→R2）が消失
- ・ 南部地域の人口減少・高齢化に伴う漁村コミュニティの衰退
- ・ 内水面地域におけるカワウや外来魚による食害等の深刻化、人口減少等に伴う遊漁者の減少

第3 基本的な方針及び主要な目標

1 基本的な方針

将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産業・漁村のめざす姿の実現に向けて、施策を推進

- (1) 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築
- (2) 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化
- (3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

2 主要な目標

人口減少・高齢化に伴う経営体数の減少を見込みつつも、漁獲量の増加及び養殖業の生産性の向上を図ることにより、漁業産出額を維持、増加

主要な目標	現状	令和16年度
漁業産出額	380億円（令和4年）	386億円（令和15年）

3 基本計画の期間

令和7～16年の10か年計画とし、おおむね5年ごとに見直し

第4 基本的施策

1 基本的な施策の展開方向

1-1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

1-1-1 水産資源の維持及び増大

取組目標	現状	令和16年度
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量	2,563トン（令和4年）	3,070トン（令和15年）

【施策の主な内容】

- **資源評価の精度向上**、海洋環境の変化をふまえた**資源管理の推進**
- 海上保安部等と連携した監視・取締の強化による密漁や不正に漁獲された水産物の流通の防止
- 漁獲量が減少しているサザエ等や藻場の回復に向けた海藻の種苗生産技術の開発

資源の維持・回復のための種苗生産技術や放流技術の開発

- ・ 令和4年度から、重要水産資源のアサリ、ハマグリ¹の種苗生産技術開発に着手。令和6年度には、それぞれ約40万個、約150万個の稚貝生産に成功
- ・ 令和6年度から、漁獲量が大きく減少しているサザエについても、種苗生産や放流技術の開発に着手



1-1-2 競争力のある養殖業の構築

取組目標	現状	令和16年度
海面養殖業の1経営体当たりの産出額の増加率	100%（令和4年）	133%（令和15年）

【施策の主な内容】

- **高水温に強い品種**、生産効率に優れた品種等の開発・普及
- 陸上養殖等の**高水温化に対応した養殖技術**や生産コストの削減に資する養殖技術の開発・普及
- 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に必要な**栄養塩類管理運転**の在り方に係る提案

1-2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

1-2-1 多様な担い手の確保及び育成

取組目標	現状	令和16年度
新規漁業就業者数（累計）	—	480人

【施策の主な内容】

- 県内外からの**新規就業者確保**に向けた「みえ漁師Seeds」による情報発信、就業フェアにおける就業相談、漁師塾・真珠塾における現場研修への支援
- 多様な担い手の確保に向けた**労働環境の整備**、水福連携の展開、スマート技術の導入

オンライン漁師育成機関「みえ漁師Seeds」の取組

- ・ 漁業紹介動画の視聴や座学講座を受講できるオンライン漁師育成機関「みえ漁師Seeds」を運用
- ・ 漁業の魅力伝える漁業紹介動画や漁業のルールや漁業者の役割等を学ぶ座学講座を配信
- ・ 若手・中堅漁業者向けの座学講座も配信



1-2-2 安定した経営体の育成

取組目標	現状	令和16年度
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	100%（令和4年度）	121%（令和15年度）

【施策の主な内容】

- 付加価値の高い魚種への転換、協業化・法人化・複合経営化、**異業種との連携**による経営基盤強化
- **省力化・効率化**に必要な機器等の導入支援、災害や燃油等の価格高騰による漁業経営への影響緩和

1-2-3 水産業協同組合の経営の安定

取組目標	現状	令和16年度
県内の沿海漁協数	11漁協	3漁協

【施策の主な内容】

- 漁協の経営改善に向けた自営事業への参入や漁協間の協業化への支援
- 組合員数の減少が深刻な漁協等の合併に向けた関係者への丁寧な説明・調整

1-2-4 県産水産物の競争力の強化

取組目標	現状	令和16年度
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数(累計)	26件	59件

【施策の主な内容】

- 地域の漁業者・加工業者や流通関係事業者と連携した**販路拡大**、県産水産物の付加価値向上への支援
- **輸出先の多角化・恒常化**に向けた現地商談会等の実施、輸出に向けた衛生管理の高度化

1-3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

1-3-1 水産業の基盤の整備

取組目標	現状	令和16年度
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長(累計)	720m	1,270m

【施策の主な内容】

- 漁港施設及び海岸保全施設の**地震・津波対策**の実施や長寿命化対策、水産業BCP・防災技術マニュアルの適切な運用によるソフト・ハードの両面からの防災・減災対策を推進
- 集出荷機能の集約・強化や高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港機能の再編・集約化
- 共同加工施設や冷凍冷蔵施設など水産業の生産性を高める共同利用施設等の整備を促進

漁港・漁港海岸における防災・減災対策

- ・南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、漁港施設及び漁港海岸保全施設において、防波堤や海岸堤防等の耐震・耐津波対策や施設の長寿命化を推進
- ・令和5年度には、白塚漁港(白塚工区)において高潮対策として海岸堤防が完成



1-3-2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

取組目標	現状	令和16年度
藻場・干潟等の造成面積(累計)	57.7ha	96.2ha

【施策の主な内容】

- **藻場・干潟等の造成**による漁場整備の推進、漁業者等による藻場・干潟等の**保全活動**への支援
- 関係部局と連携し、プラスチック廃棄物を含む海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を促進

1-3-3 活力ある漁村の構築

取組目標	現状	令和16年度
漁港・漁村を活用した新たな事業件数(累計)	—	10件

【施策の主な内容】

- 漁港等を活用した「**海業**」等の新たな事業創出を支援し、漁村コミュニティを維持・発展

1-3-4 内水面地域の活性化

取組目標	現状	令和16年度
内水面地域に訪れた遊漁者数	8,530人(令和4年度)	8,530人(令和15年度)

【施策の主な内容】

- ドローン等を活用した駆除などカワウや外来魚による**食害対策**への支援
- 漁場環境の再生・保全や**稚アユ放流**など漁業権対象魚種の増殖への支援

1-4 その他の施策

1-4-1 水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及

取組目標	現状	令和16年度
海洋環境の変化等に対応した水産技術開発の件数(累計)	10件	32件

【施策の主な内容】

- 産学官連携によるAI・ICT等の先端技術を活用した漁業現場のスマート化の推進等

養殖現場でのICT観測機器の活用

- ・青さのり養殖では、近年の高水温化等の海洋環境の変化が天然採苗に影響
- ・県水産研究所では、海水温の情報をICT観測機器によりリアルタイムで把握しながら、適切なタイミングで天然採苗を行う実証試験を実施



1-4-2 県民の理解の促進

取組目標	現状	令和16年度
県民理解の向上に向けた取組数(累計)	15取組	26取組

【施策の主な内容】

- 水産業や漁村が果たす多面的機能や藻場の保全・藻類養殖等におけるブルーカーボンクレジット認証に係る情報発信
- 「第44回全国豊かな海づくり大会」や大阪・関西万博を契機とした本県水産業の魅力等の発信

2 漁業種類別の施策の展開方向

10の漁業種類別に、それぞれの課題をふまえながら、基本的施策の展開方向を整理

2-1 船びき網漁業及びまき網漁業	2-7 魚類養殖
2-2 定置漁業	2-8 藻類養殖
2-3 一本釣・刺し網・はえ縄等沿岸漁業	2-9 真珠養殖
2-4 底びき網漁業	2-10 貝類養殖
2-5 採貝漁業	
2-6 海女漁業	

3 地域別(水域別)の施策の展開方向

本県を4つの地域(水域)に大別し、地域の特徴や課題をふまえ、基本的施策の展開方向を整理

3-1 伊勢湾地域	3-3 熊野灘地域
3-2 鳥羽・志摩地域	3-4 内水面地域

第5 計画の推進体制

1 推進体制

- 水産業者等をはじめ、県、県民が、それぞれの責務と役割のもと、互いに連携・協力し、一体となって取組を進める。

2 進捗管理

- 水産業及び漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する実施状況の報告により、議会に毎年度報告し、有識者の意見を聴くとともに、県民の方々に公表する。